

働き方に中立的な社会保障制度

(いわゆる「130万円の壁」の問題、第3号被保険者制度など)

厚生労働省年金局

平成26年11月4日

(注) この資料では、簡便のため、主に男性が働いていて女性が被扶養者であるというケースを想定した表現で説明しているが、制度自体は男女で取扱いが異なるわけではなく、専業主夫も第3号被保険者となりうる。

目次

1 働き方に中立的な社会保障制度(いわゆる「130万円の壁」の問題)		3 女性の就労と第3号被保険者の状況	
・ 働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直しに関する検討課題	… 3	・ 共働き世帯の増加とその状況	…34
・ 平成26年10月21日経済財政諮問会議 塩崎臨時議員提出資料	… 4	・ 年金制度でみた夫婦共働きの状況	…35
・ 経済財政諮問会議における議論(有識者議員提出資料より抜粋)	…17	・ 夫の所得階級別にみた第3号被保険者の状況	…36
・ 平成26年第17回(10/21)経済財政諮問会議・議事要旨(抜粋)	…19	・ 婚姻関係別にみた女性の労働力率	…38
		・ 出産後の女性の就業行動	…39
		・ 子どもの年齢でみた母親の復職状況	…40
		・ 中高年層の就業形態と被保険者区分	…41
		・ 第3号被保険者数の推移	…42
		・ 年齢階級ごとにみた第3号被保険者の占める割合	…43
		・ 諸外国における無収入の配偶者の取扱い	…44
2 第3号被保険者制度について		○ 検討に当たっての論点	…45
・ (1)第3号被保険者制度の導入経緯	…22		
・ (2)「女性と年金検討会」(2001年)から平成16年改正までの議論	…23		
・ 社会保障審議会年金部会における検討	…24		
・ 平成16年改正で導入された「3号分割の制度」について	…27		
・ 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係①)	…28		
・ 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係②)	…29		
・ (3)社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)抄	…30		
・ (4)社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)抄	…31		
・ (5)平成26年財政検証・オプション試算Ⅱ(世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し)	…32		

1. 働き方に中立的な社会保障制度 (いわゆる「130万円の壁」の問題)

働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直しに関する検討課題

○ 日本再興戦略 改訂2014 ー未来への挑戦ー（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

<第二 3つのアクションプラン、ー 日本産業再興プラン、2ー2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/
外国人材の活用、(3)新たに講ずべき具体的施策、i)女性の活躍推進>

①働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

・社会保障制度について

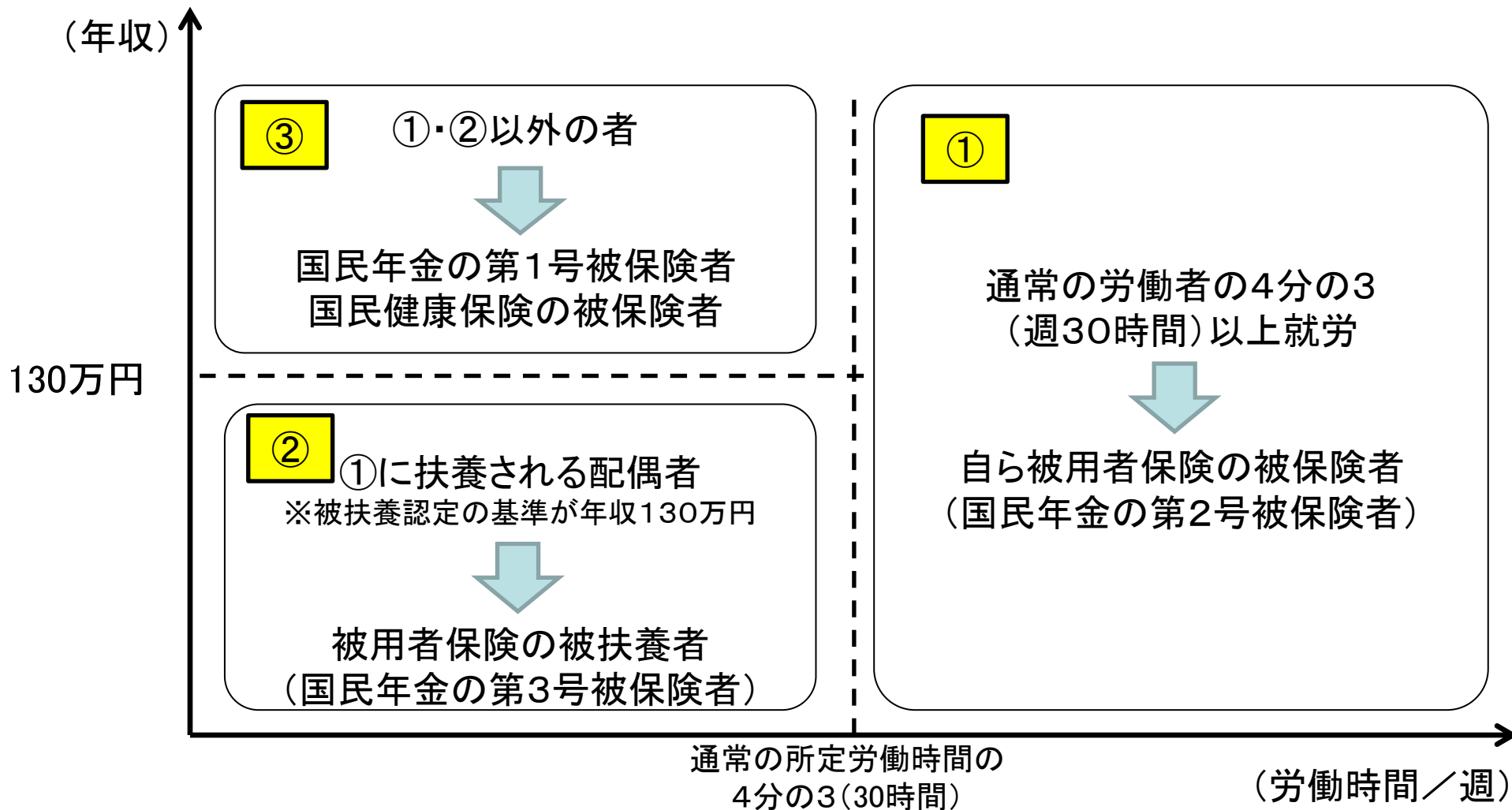
社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

女性の働き方に中立的な社会保障制度

平成26年10月21日
塩崎臨時議員提出資料

被用者保険の被保険者の配偶者の位置付け

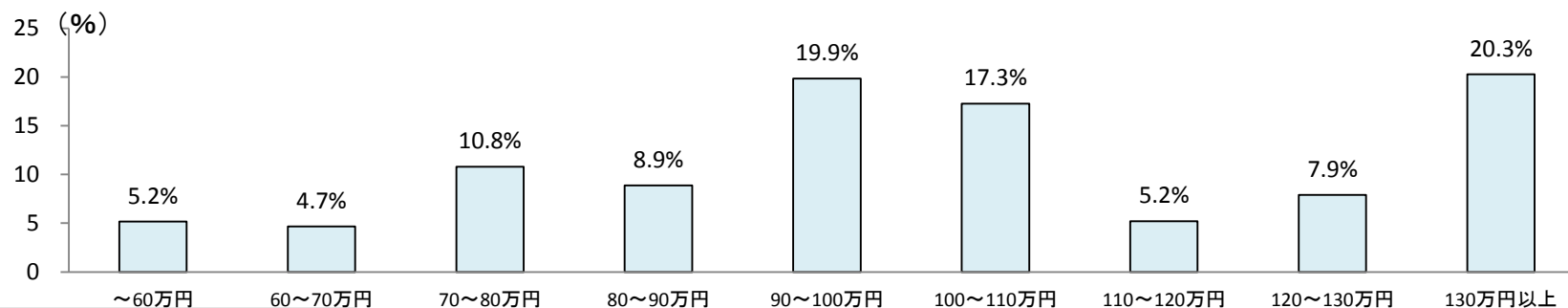
- 被用者保険の被保険者の配偶者が社会保険制度上どのような位置付けになるかは、
- ① まず、通常の労働者のおおむね4分の3以上就労している場合は、自ら被用者保険の被保険者となり、
 - ② ①に該当しない年収130万円未満の者で、①に扶養される配偶者が被用者保険の被扶養者となり、
 - ③ ①にも②にも該当しない者は国民年金、国民健康保険の被保険者となる。



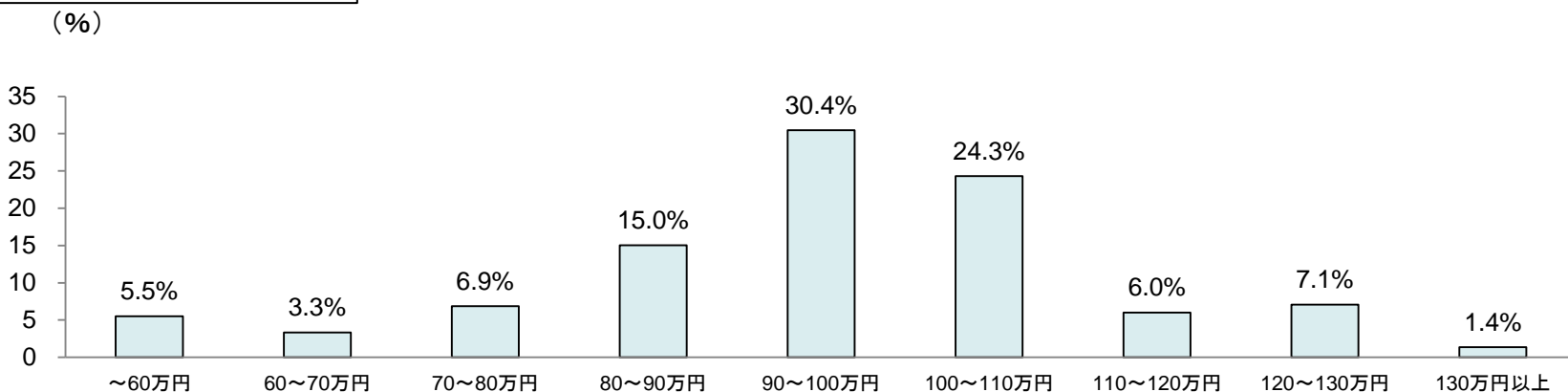
週20～30時間の短時間労働者の収入分布

- 短時間労働者の収入分布をみると、第3号被保険者だけでなく、第1号被保険者においても、100万円前後に山が存在。
 - 自ら国民年金保険料を支払う第1号被保険者においても、保険料負担のない第3号被保険者と同様に100万円前後に山がみられるということは、いわゆる「130万円の壁」(=130万円を境に保険料負担が生じ可処分所得が減少する事象)とは別の要因が作用していることがうかがわれる。

週20～30時間の第1号被保険者



週20～30時間の第3号被保険者

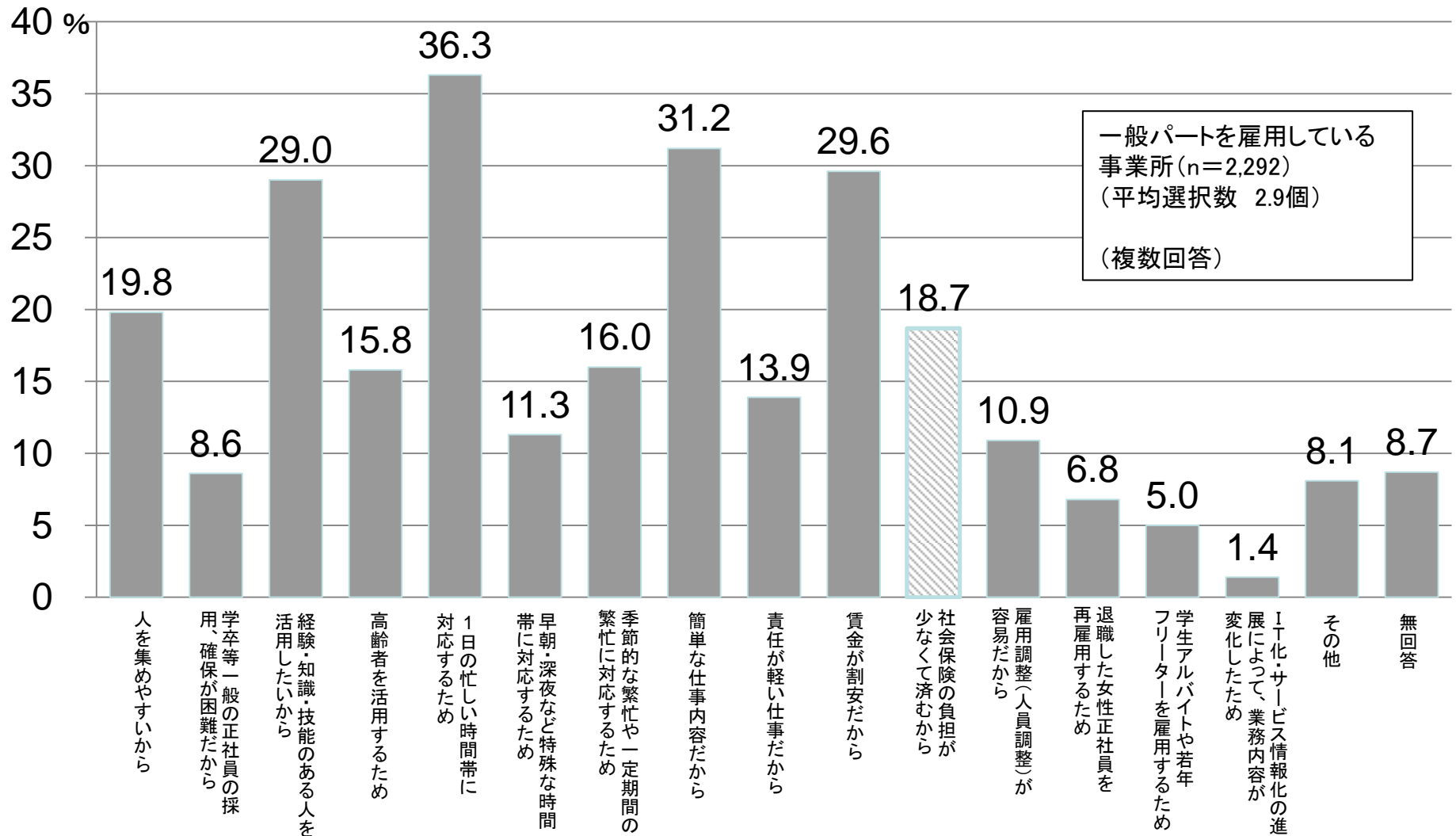


(資料)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成23年)を特別集計して作成

(注)年収は、前年にパート等として働いて得た収入。また、年収無しの人等を除いている。

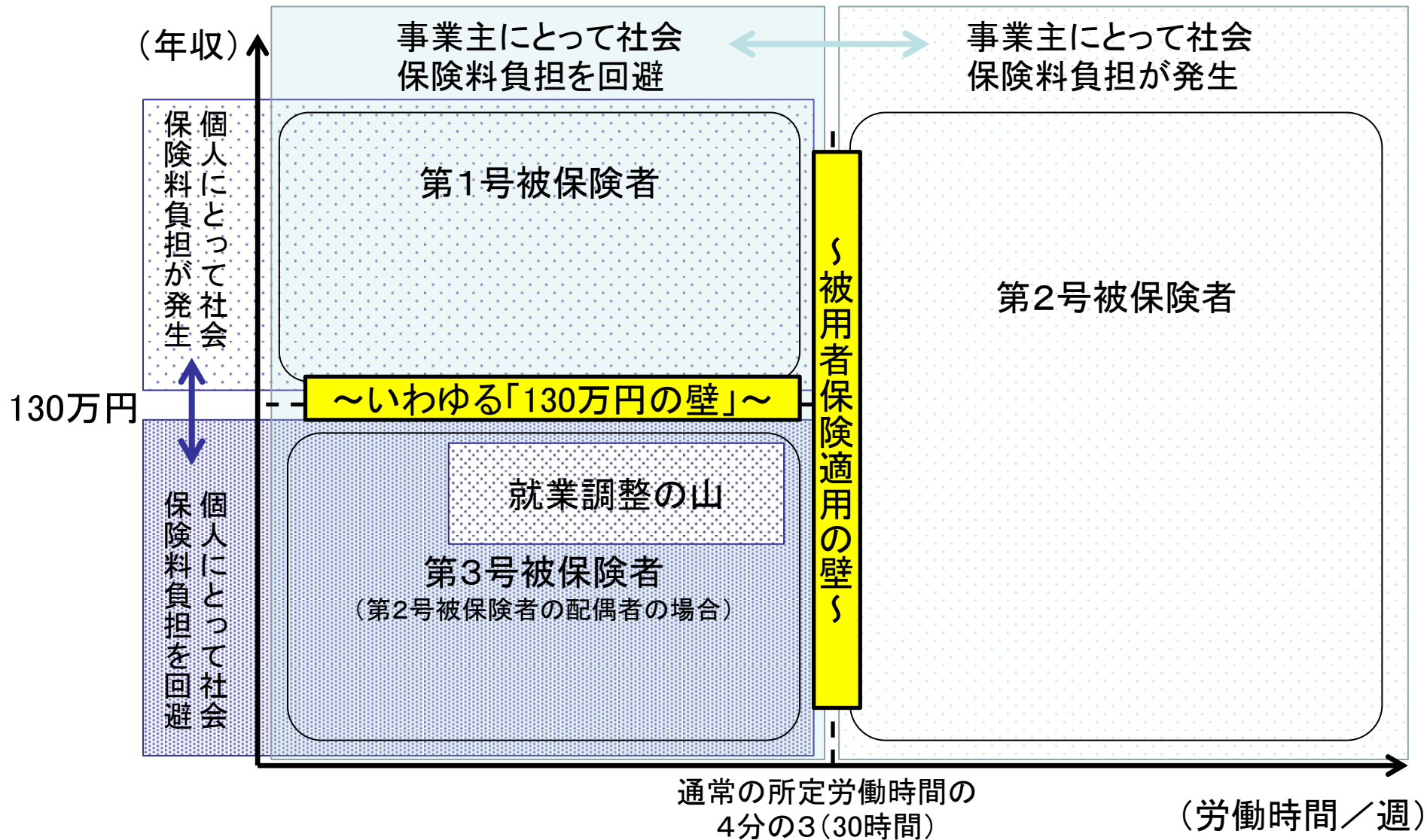
短時間労働者を使用する理由（事業主）

○ 短時間労働者を使用する理由としては、繁忙への対応や簡単な業務への対応が多いが、社会保険の負担を理由に挙げる事業主も一定程度存在。



就業調整が生じる構造

○ 就業調整行動は、個人と事業主の双方の社会保険料負担回避行動が作用して生じていると考えられる。

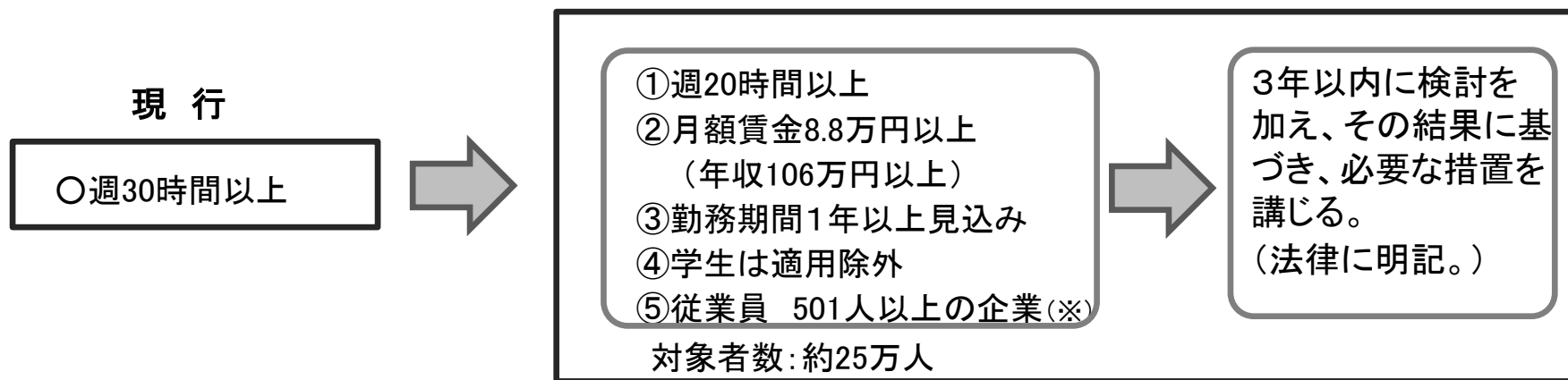


平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法))が成立した。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

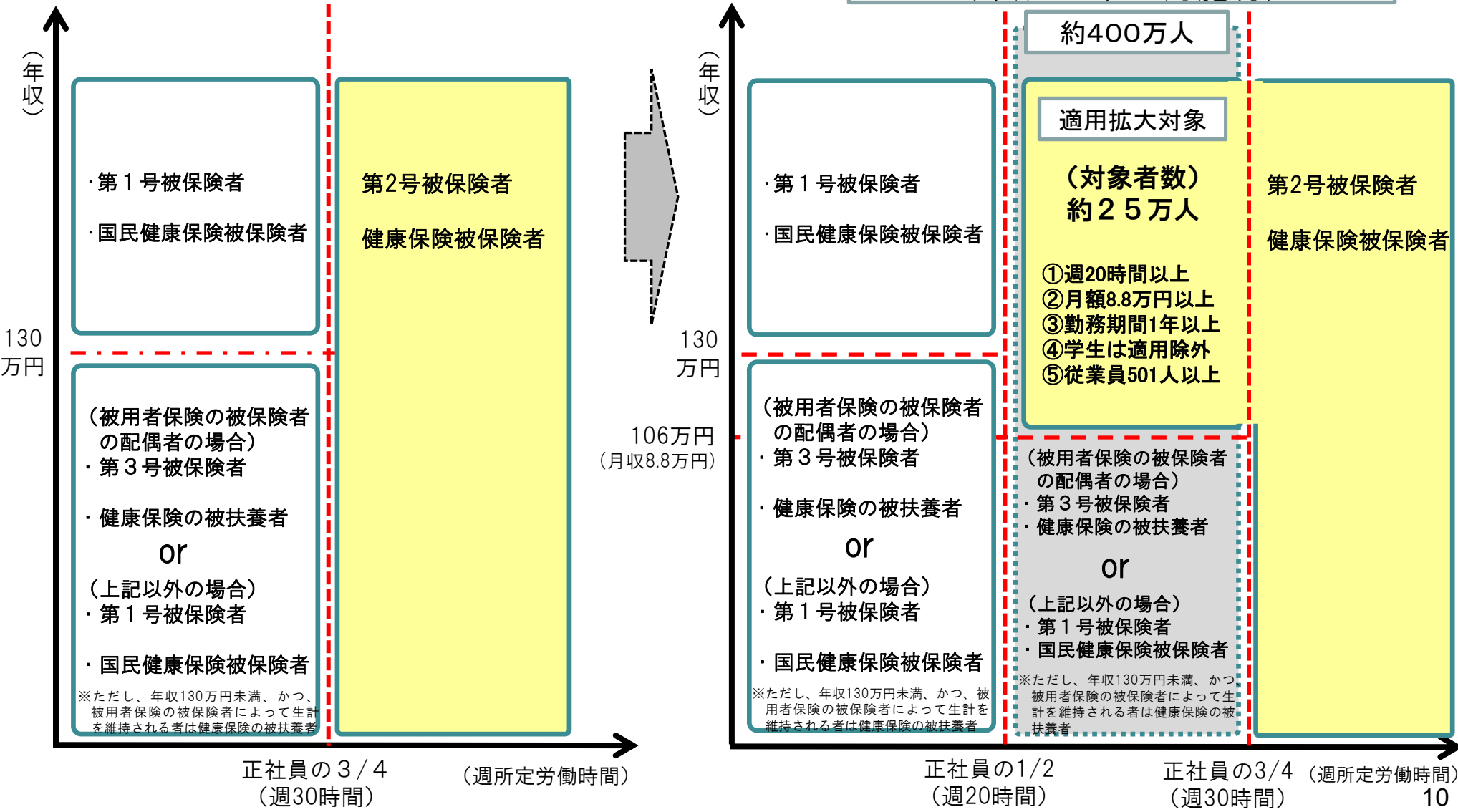
《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が高い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が高い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(平成28年10月施行)

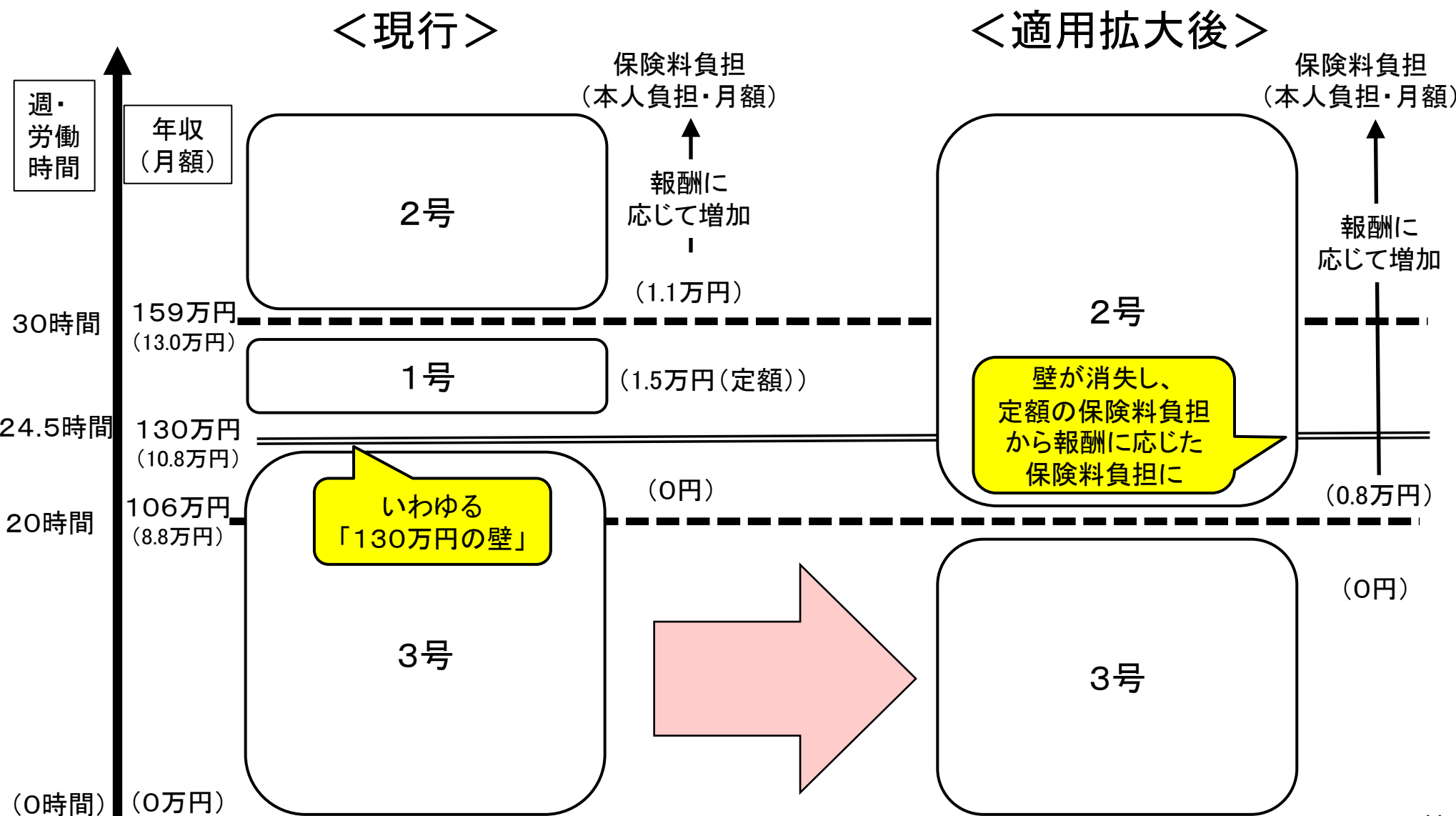
現 行

年金機能強化法による改正後
(平成28年10月施行)



厚生年金保険における適用拡大による労働時間と適用関係の変化①

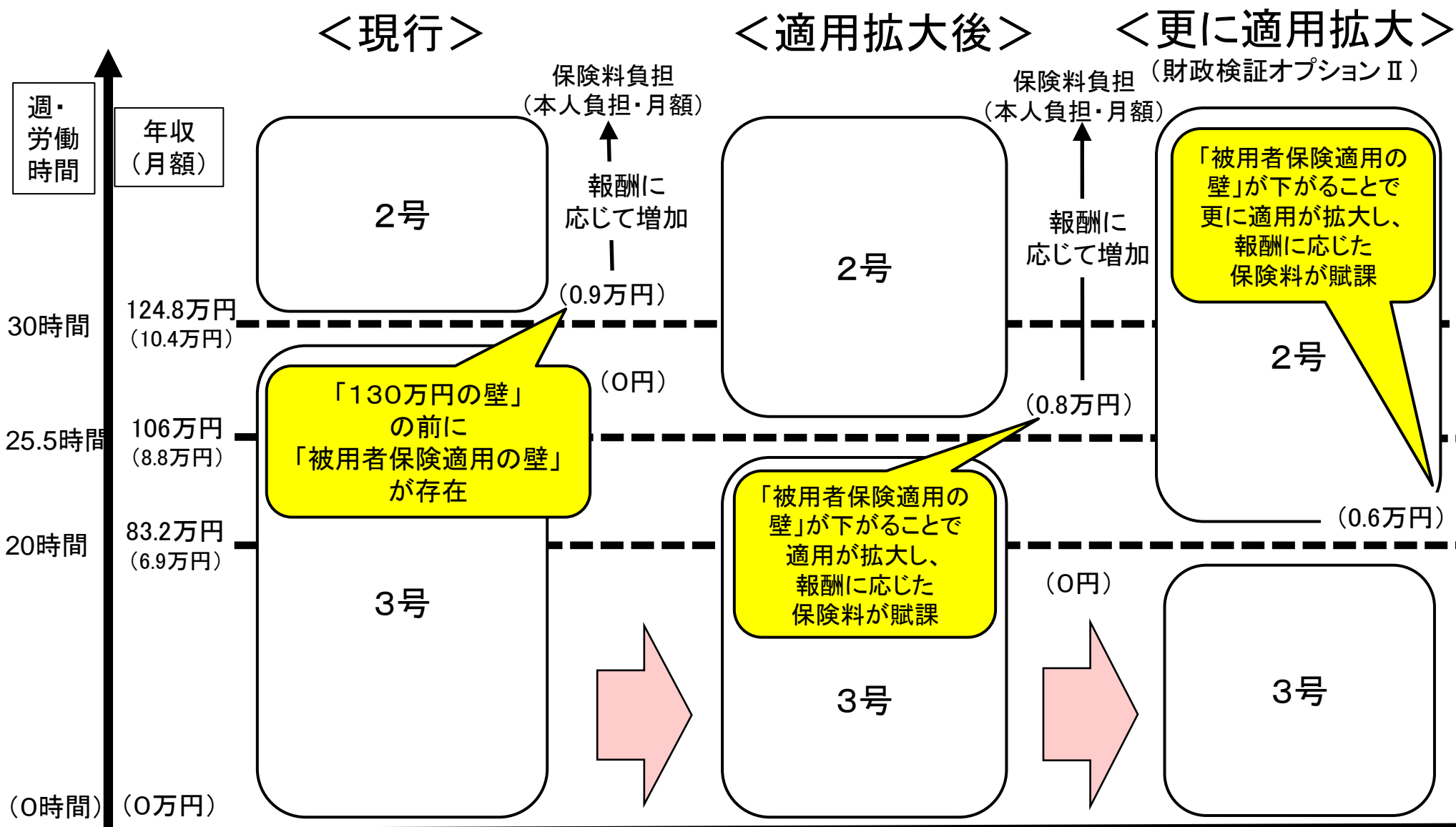
【被用者保険の被保険者の配偶者が時給1,020円で就労する場合】



(注) 年収は時給に週労働時間を乗じ、52倍(=365日÷7)して算出。厚生年金の保険料率は、17.474%で計算。国民年金保険料は15,250円(平成26年度)

厚生年金保険における適用拡大による労働時間と適用関係の変化②

【被用者保険の被保険者の配偶者が時給800円で就労する場合】



(注) 年収は時給に週労働時間を乗じ、52倍(=365日÷7)して算出。厚生年金の保険料率は、17.474%で計算。

社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日)

(2)短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

年金制度体系をめぐる議論の整理のところに記述したように、国民年金被保険者の中に被用者性を有する被保険者が増加していることが、本来被用者として必要な給付が保障されない、保険料が納められないというゆがみを生じさせている。このような認識に立って、被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要なことである。

実際に、パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者となっている(主に自分の収入で暮らしている)者の割合は約3割に達しており、若年層の非正規雇用者の約4割が正社員への転換を希望しているなど、非正規雇用の労働者についても被用者としての保障の体系に組み入れていく必要性は高くなっている。

一体改革関連法によって、一定の条件下の短時間労働者約25万人を対象に適用拡大が行われることとなったが、被用者保険の適用対象外となる週20時間以上30時間未満で働く短時間労働者は全体で400万人いると推計されている。さらに今後も、適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、法律の附則にも明記された適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要である。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三・四 (略)

オプション試算(平成26年財政検証)の結果

- 被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金(基礎年金)の財政が改善し所得代替率は上昇。
特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に(4~7%)上昇。

オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

- 次の2通りの適用拡大を行った場合について、マクロ経済スライドによる調整期間や調整終了後の給付水準を試算するとともに、第3号被保険者の人数や世代別の平均的な第3号被保険者期間への影響も試算。

適用拡大①(220万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大(220万人)

- ・月収5.8万円未満の被用者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の被用者については対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

適用拡大②(1,200万人ベース)； 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- ・学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ対象外)
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒	51.5%(2042)	57.3%(2032)	+0.5%	+6.3%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒	51.1%(2042)	57.5%(2029)	+0.5%	+6.9%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒	42.5%(2056)	47.1%(2046)	+0.5%	+5.1%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2054) ⇒	42.2%(2054)	45.8%(2047)	+0.3%	+3.9%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

オプションIIにおける適用拡大の対象者のイメージ

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	220	80	100	40
適用拡大②	1,200	600	250	350

〔雇用者全体〕 5,400万人
※70歳未満



注. 「労働力調査」、「平成22年公的年金加入状況等調査」の特別集計、「平成23年パートタイム労働者実態調査」の特別集計を用いてごく粗く推計したもの。

- 本年9月18日に開催された社会保障審議会年金部会において、以下の論点を提示して議論。

適用拡大に係る論点

以上の経緯を踏まえると、適用拡大に係る論点は、以下のように整理できるのではないか。

- 平成28年10月の適用拡大の施行後のさらなる適用拡大の進め方とその対象範囲を規定する各要件の在り方について
- 平成28年10月の適用拡大の枠組みを前提としつつ、現時点において、この問題をさらに前に進めるための方策について

経済財政諮問会議における議論 (有識者議員提出資料より抜粋)

1. 取り組むべき課題

(2) 130万円の壁

- 社会保障制度においては、第二稼得者の所得が130万円を超えると国民年金第1号被保険者となり、国民年金及び国民健康保険料の負担が発生。また、社会保険が適用される事業所に勤める第二稼得者の労働時間が正社員の標準労働時間の3/4時間を超える場合、自らが第2号被保険者となり、厚生年金の年金及び健康保険料負担が発生(同時に雇主負担も発生)し、大幅な所得の増加がない限り、可処分所得は減少。このため、当面の収入によって判断すれば、可処分所得が減らないように就労調整することが合理的。なお、アンケート調査では、社会保険料負担を避けるために雇用調整を実施する者も多数存在。また、短時間労働者を雇う理由に社会保険の負担を挙げる事業主も一定程度存在。
- 加えて、民間企業の家族手当の2割が手当の支給制限を130万円に設定。また、国家公務員の扶養手当(配偶者分)は130万円が支給制限額。

2. 改革の方向性と具体的な三つの取組

改革に当たっては、可処分所得の大幅な減少が生じないよう、負担を最小化・増減の円滑化を図るとともに、こうした見直しが、負担増の生じる世帯・個人に、ベネフィットとして戻ってくる制度改革とすることが不可欠。

(1) 社会保険料

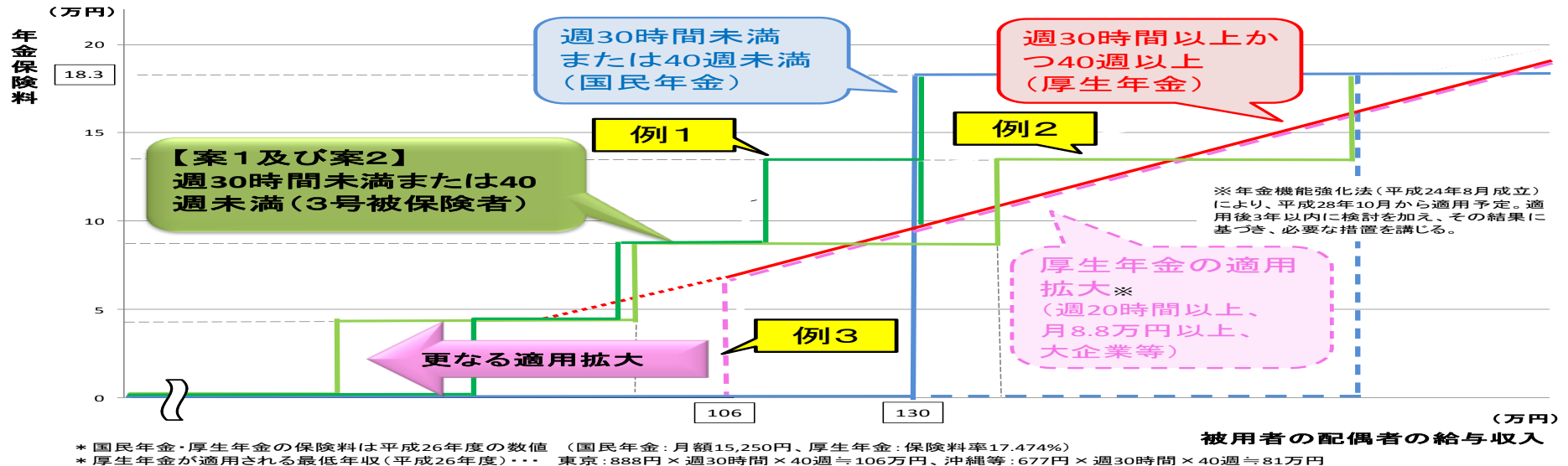
- 収入に応じて可処分所得が円滑に増加する仕組みにすることが必要。今後、第2号被保険者となる時間要件、所得要件を引き下げていくことになっているが、こうした拡充を志向しつつ、これに加え、例えば、
 1. 第3号被保険者の給与所得水準や働き方に応じて段階的に保険料負担が変わることで、世帯の可処分所得が大きく増減しないようにする案、
 2. 労働時間の長短にかかわらず、第3号被保険者として働き、雇用される場合には、雇主は定額の負担を支払い、本人は給与所得水準に応じて負担を引き上げていく案、等を含め、経済への影響を勘案しながら働き方と雇い方に中立的な負担の仕組みに改善する検討をさらに進めるべき。その際、被保険者が自らの負担が将来受取につながるという実感、確信が重要。

2. 具体的な取組(1): 社会保険料

- 収入に応じて可処分所得が円滑に増加する仕組みにすることが必要。今後、第2号被保険者となる時間要件、所得要件を引き下げていくことになっているが、例えば、第3号被保険者の給与所得水準や働き方に応じて段階的に保険料負担が変わることで、世帯の可処分所得が大きく増減しないようにする案等を含め、経済への影響を勘案しながら働き方と雇い方に中立的な負担の仕組みに改善する検討をさらに進めるべき。その際、被保険者が自らの負担が将来受取につながるという実感、確信が重要。

図表2. 3号被保険者制度の改革イメージ

- 現状、1号被保険者は130万円(青線)、2号被保険者は労働時間に応じて(赤線)保険料を負担(平成28年10月には2号被保険者の適用拡大(ピンク破線)を予定)。第3号被保険者は働き方によって1号もしくは2号になり、負担も大きく変化
- 具体的な制度の詳細は今後の検討として、負担増減の壁をなだらかにする方策として、例えば、
例1又は2:給与や働き方に応じて段階的に負担をしていく(緑線、又は薄緑)
例3:厚生年金の適用拡大をさらに進める(ピンク破線の左シフト)



(備考) 各種資料により内閣府作成。

平成26年第17回(10/21)経済財政諮問会議・議事要旨(抜粋)①

○女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等 (略)

(伊藤議員)資料の1-2についてポイントを説明する。(略)

3ページは、「社会保険料」についてである。130万円のところで社会保険料は大きく動く形になり、いろいろな可能性が考えられている。厚生労働省で要件を下げて、より多くの方が今の保険制度の中に入るような形にする。これが大きく動けば130万の壁は消えるわけだが、平成28年の10月から実行、それから3年以内に更に見直すということで、少しスピードを速める可能性があるのかどうかということも含めてお聞きしたい。

もちろん、それ以外に保険料負担を少し段階的にするという、例1や例2というやり方もある。ただ、こういうことを進めるときに、経済の実態は非常に重要であるため、過度な負担になるような形の改革には注意しなければいけない。

(中略)

(塩崎臨時議員)

社会保険料のいわゆる130万円の壁について申し上げたい。配布資料「女性の働き方に中立的な社会保障制度」の2ページをご覧ください。第3号被保険者のみならず、自ら保険料負担を行って130万円の壁が存在しない第1号被保険者でも、100万円前後に山が存在している。これは、130万円の壁とは別の要因が作用していることを示していると思われる。この別の要因として考えられるのが、社会保険料の事業主負担の問題である。短時間労働者を雇用する理由の一つに、社会保険の負担を上げる事業者が2割弱存在するというアンケート調査もあり、いわゆる就業調整行動は130万円の壁とは別に被用者保険適用の壁による事業主の社会保険料負担の回避行動が作用していることを念頭に対応を考える必要がある。

それについて、4ページにいわゆる「130万円の壁」と被用者保険適用の壁ということで示している。

5ページ。この問題に対し、被用者保険の適用拡大が平成28年10月から行われ、推計25万人が新たに被用者保険の適用を受けることになる。被用者保険適用の壁が適用拡大によって下がることで、130万円を境に定額の保険料負担が生じていたケースでも、報酬、すなわち負担能力に応じた保険料負担が賦課されることになる。平成28年10月からということについて、スピードを速めるのかどうかという御質問を、先程伊藤先生からいただいた。

9ページ、適用拡大については昨年の社会保障制度改革国民会議において更なる適用拡大の必要性が指摘されている。本年の財政検証でも、適用拡大を進めた場合のオプション試算も財政検証の中で行っており、年金水準の確保に一定の効果があることが確認をされている。

12ページ、民間議員の提言の中で、第3号被保険者について段階的に保険料徴収を行うことについて提案をいただいているが、保険料の納付を給付に反映するために、基礎年金給付だけの国民年金ではなくて、上乘せ給付のある厚生年金に加入していただく。すなわち、適用拡大によって第3号被保険者から第2号被保険者になっていただく必要がある。

このため、現在社会保障審議会年金部会で財政検証結果を踏まえた制度改革の議論を進めているが、平成28年10月の施行後の更なる適用拡大の在り方について、更に一步でも前に進めるために今できることがあるかどうかについて議論をしているところである。

被保険者が自らの負担が将来の受け取りにつながるという実感、確認が重要との御指摘をいただいているが、それはごもつともであり、企業も個人もやりがいをもって働くことができ、個人も働き方に応じた所得の増加が見込まれるような姿が望ましいと思っている。

厚生労働省としてもしっかりと検討を進め、平成28年10月の適用拡大の施行後、なるべく早期に措置を講ぜられるよう、前向きに議論をしてまいりたい。

平成26年第17回(10/21)経済財政諮問会議・議事要旨(抜粋)②

○女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等 (続)

(略)

(榊原議員)先ほど民間議員ペーパーで提案したとおり、男女の固定的な役割分担意識を払拭する象徴的な意味も含め、女性の働き方に中立的な税制及び社会保障制度をパッケージで見直すことは重要な取組である。しっかりと検討した上で、早期に結論を得ていくべきである。

一方、配偶者手当は、103万円あるいは130万円の給与所得まで一定額を支給する企業が多いが、配偶者の所得に関係なく手当を支給する企業もある。また、既に廃止した企業もあり、実態は多様化している。こういった中で配偶者手当については、今後、政労使の場においてその在り方を検討すべきと考えるが、ただいま申し上げた多様な実態を踏まえると、まず社会保険の適用範囲の拡大と配偶者控除の見直しを行った後に、個別労使が話し合って自社に合った制度にしていくということが現実的なアプローチではないかと考える。

(高橋議員)103万円、130万円の壁に関して制度の見直しを広い視野から慎重に行うことは当然だと思うが、2つのことを強調させていただきたい。

一つは、政府の成長戦略の目玉として女性の活躍促進を打ち出している以上、制度改革はスピード感が大切であるということ。できるだけ早く、できれば年内にでも大きな方向感を出す必要があるのではないかと思う。

もう一つは、制度の見直しによって家計への負担増につながってしまったのでは制度の見直しの趣旨から外れてしまうことになると思う。したがって、負担増にならないような見直しをぜひお願いしたいということである。

(新浪議員)130万円の壁が被保険者の方にあるかどうか。事業者の方にも、コンビニなどでは実際にあると思う。

しかし、一方で、入りたいというベネフィットがあまりにもないのではないだろうか。掛け金に応じてベネフィットがあるということが非常に重要で、被保険者の配偶者であることに対して自ら被保険者としてお金を払うという人たちにとって払うことにベネフィットがあるか、ということが明確にならなければいけないのではないか。

現状の仕組みは、入ることによるメリットが十分あると認識されていないのではないか。メリットがあれば、働きたいという意欲の改善にもなる。

このように、入ることによってメリットが出てくるというような制度設計を考えるべきではないか。

(中略)

(安倍議長)

安倍内閣は女性が輝く社会を目指し、子育て支援、女性の再就職支援等を強力に推し進めていく。女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕組みや慣行等についても、国民的な議論を進め、見直しをしていく考えである。

本日の議論を踏まえ、関係大臣が協力をして、女性の活躍に向け、総合的に具体的取組の検討を進めていただきたい。

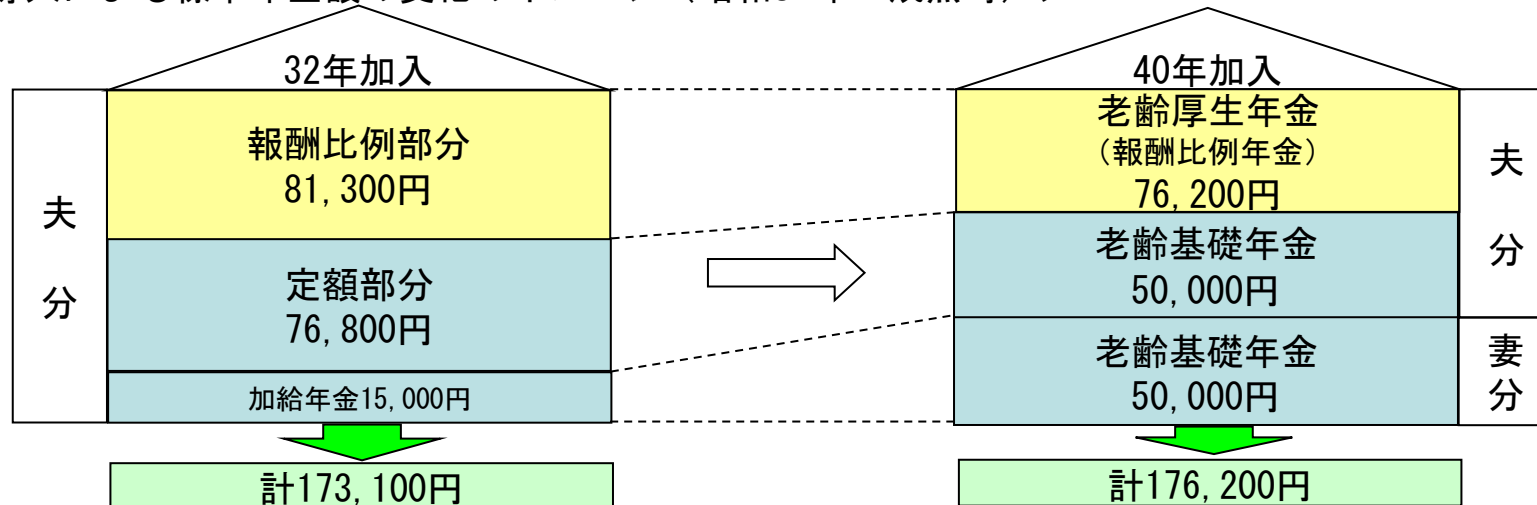
また、人事院総裁におかれても、国家公務員の配偶者手当について、こうした観点から検討を行っていただきたい。

2. 第3号被保険者制度について

(1) 第3号被保険者制度の導入経緯

- 国民年金制度発足時(昭和36年)は、厚生年金が世帯単位の給付設計(夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計)となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻(サラリーマン世帯の専業主婦)については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
 一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せず医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ(昭和61年→成熟時)>



(2) 「女性と年金検討会」(2001年)から平成16年改正までの議論

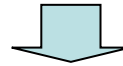
女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月

- 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。

①賃金分割し定率負担、②妻が定額負担、③夫が定額負担、④夫が定率負担、⑤標準報酬上限引き上げ、⑥育児・介護期間中に限定
(単純化のため、夫が第2号被保険者、妻が第3号被保険者ということで表現している。)

社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかった。



社会保障審議会年金部会の意見 平成15年9月

- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

社会保障審議会年金部会における検討

(「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(平成14年12月)における第3号被保険者制度の見直し案)

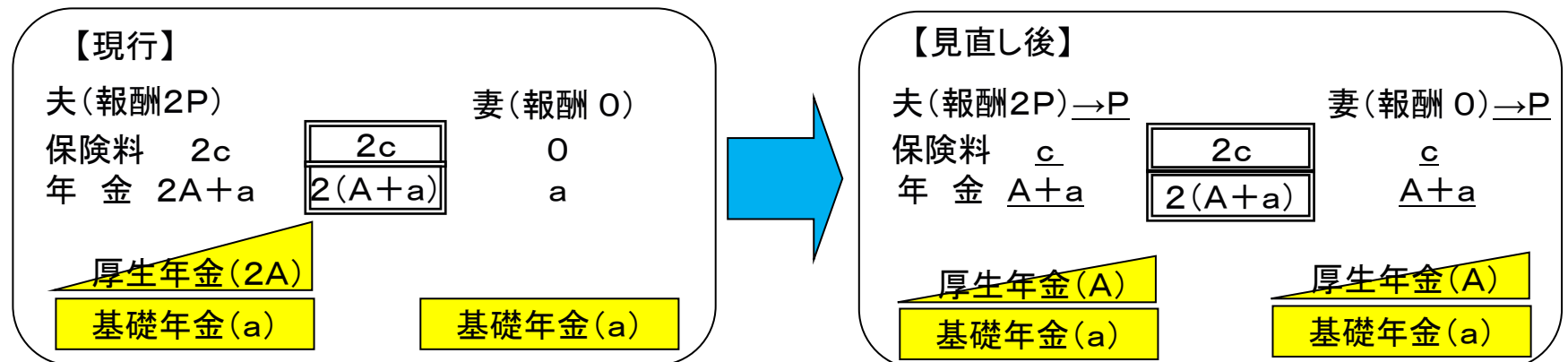
- 平成14年12月に厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、第3号被保険者制度の見直し案として、
Ⅰ：年金分割案、Ⅱ：負担調整案、Ⅲ：給付調整案、Ⅳ：第3号被保険者縮小案を示した。

<各見直し案による保険料負担と給付の関係の変化 (イメージ) >

【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案

<考え方> 様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。

(夫2号・妻3号を想定)

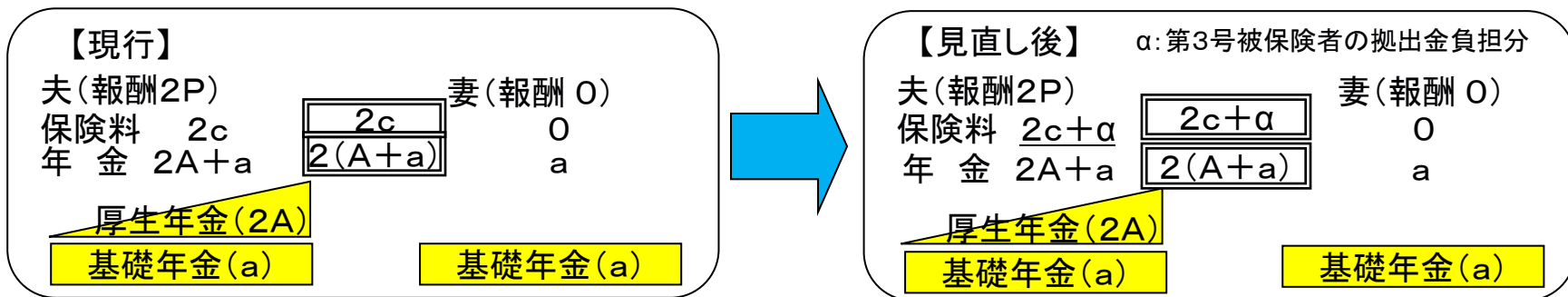


【方法Ⅱ】 負担調整案

<考え方> 第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。

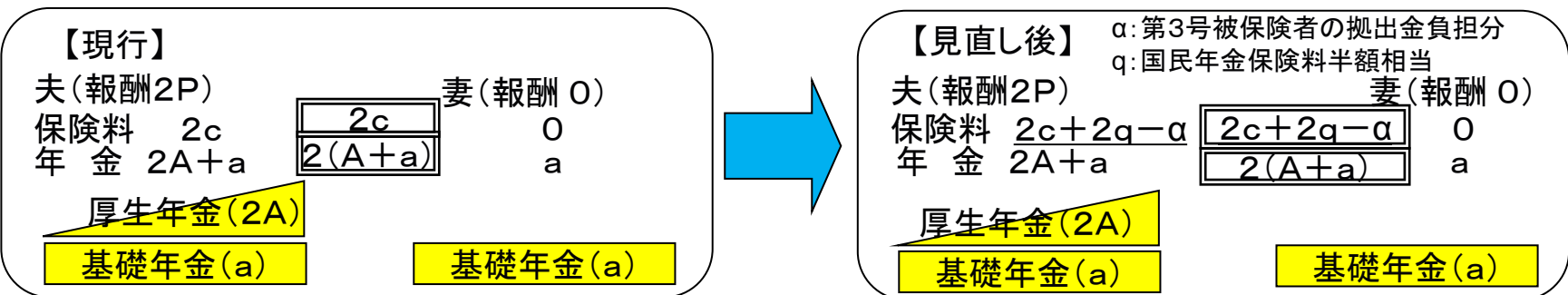
Ⅱ-1: 第3号被保険者に関する拠出金負担に関する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。
(第3号被保険者を抱えない第2号被保険者の定率保険料は、拠出金負担分を除いて設定。)

(夫2号・妻3号を想定)



Ⅱ-2: 基礎年金に関する負担について、被用者グループで応能負担(定率保険料)と応益負担(定額保険料)を組み合わせる。
(例えば、第2号・第3号に対して一律に国民年金保険料の半額相当の負担を求め、残りの費用を第2号間で定率で負担する。)

(夫2号・妻3号を想定)



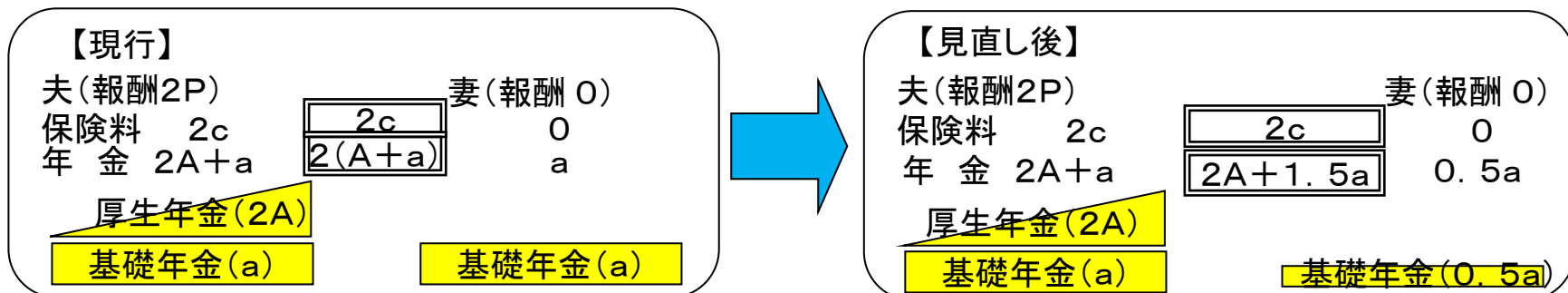
【方法Ⅲ】 給付調整案

＜考え方＞第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。

Ⅲ－1：第3号被保険者について、国民年金免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。

※第3号被保険者が満額の基礎年金給付を受けるために、任意の追加納付制度を設けることも検討。

（夫2号・妻3号を想定）

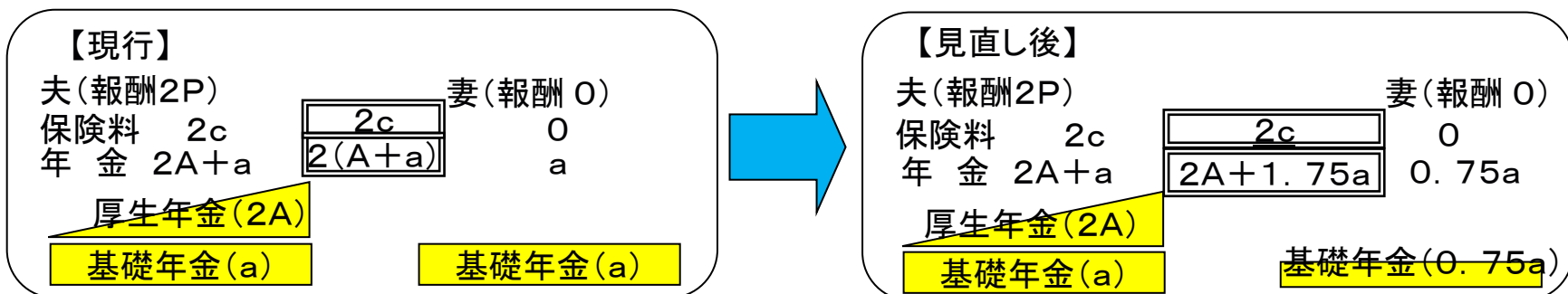


Ⅲ－2：現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。

（例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1/2であれば、基礎年金給付は3/4となる。）

※第3号被保険者が満額の基礎年金給付を受けるために、任意の追加納付制度を設けることも検討。

（夫2号・妻3号を想定）



【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案

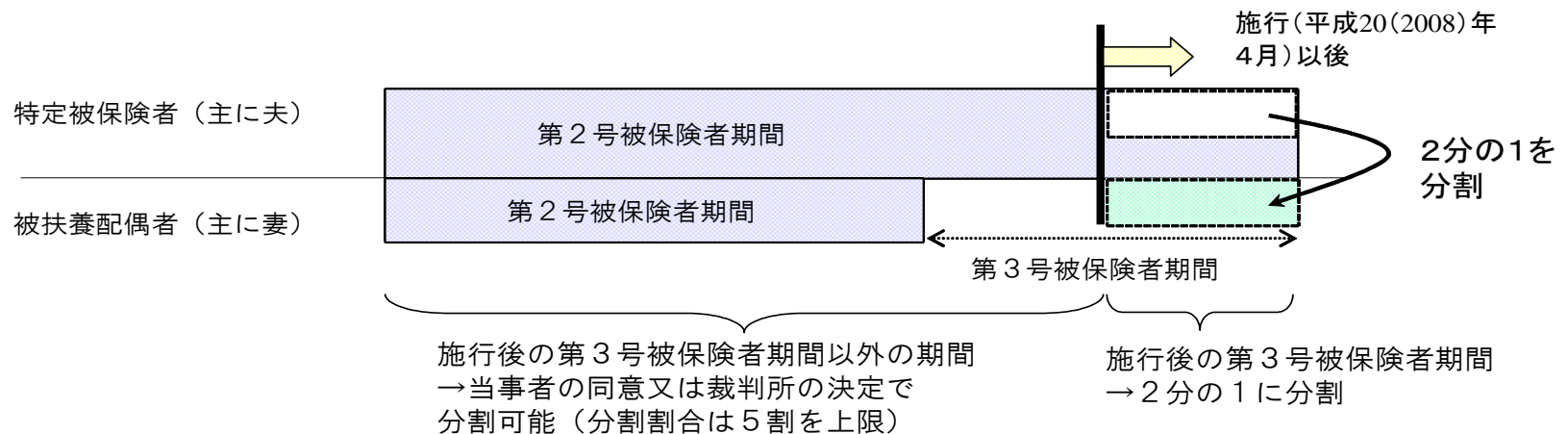
＜考え方＞現実に多くの第3号被保険者存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。

※短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小。 26

平成16年改正で導入された「3号分割の制度」について

- 第3号被保険者を対象として、離婚時等に、年金を分割できる制度（いわゆる3号分割の制度）が導入。
- その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨を規定。
→賃金分割案をベースとした制度的な手当が講じられた。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



平成16年改正法

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

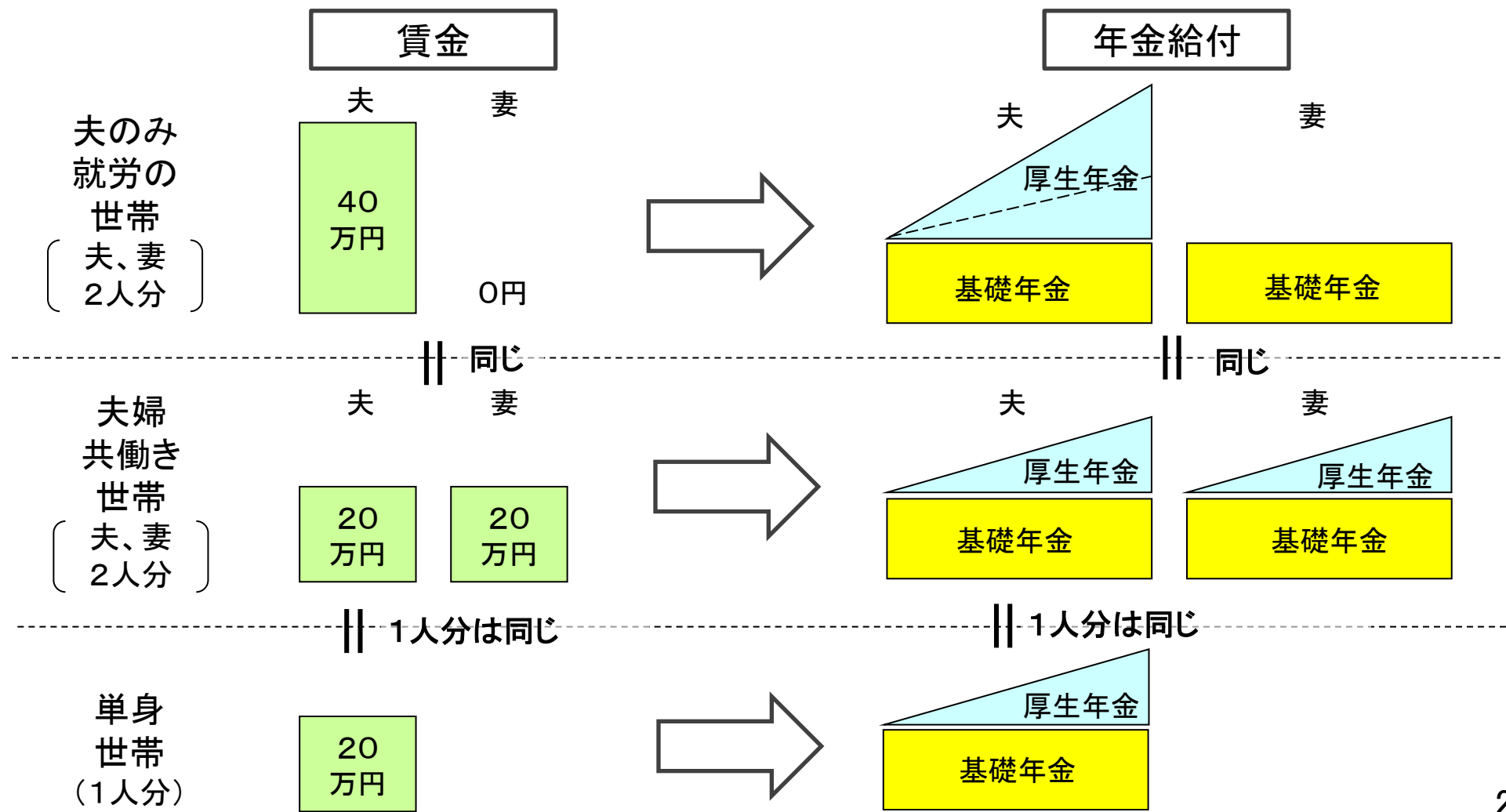
(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係①）

賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

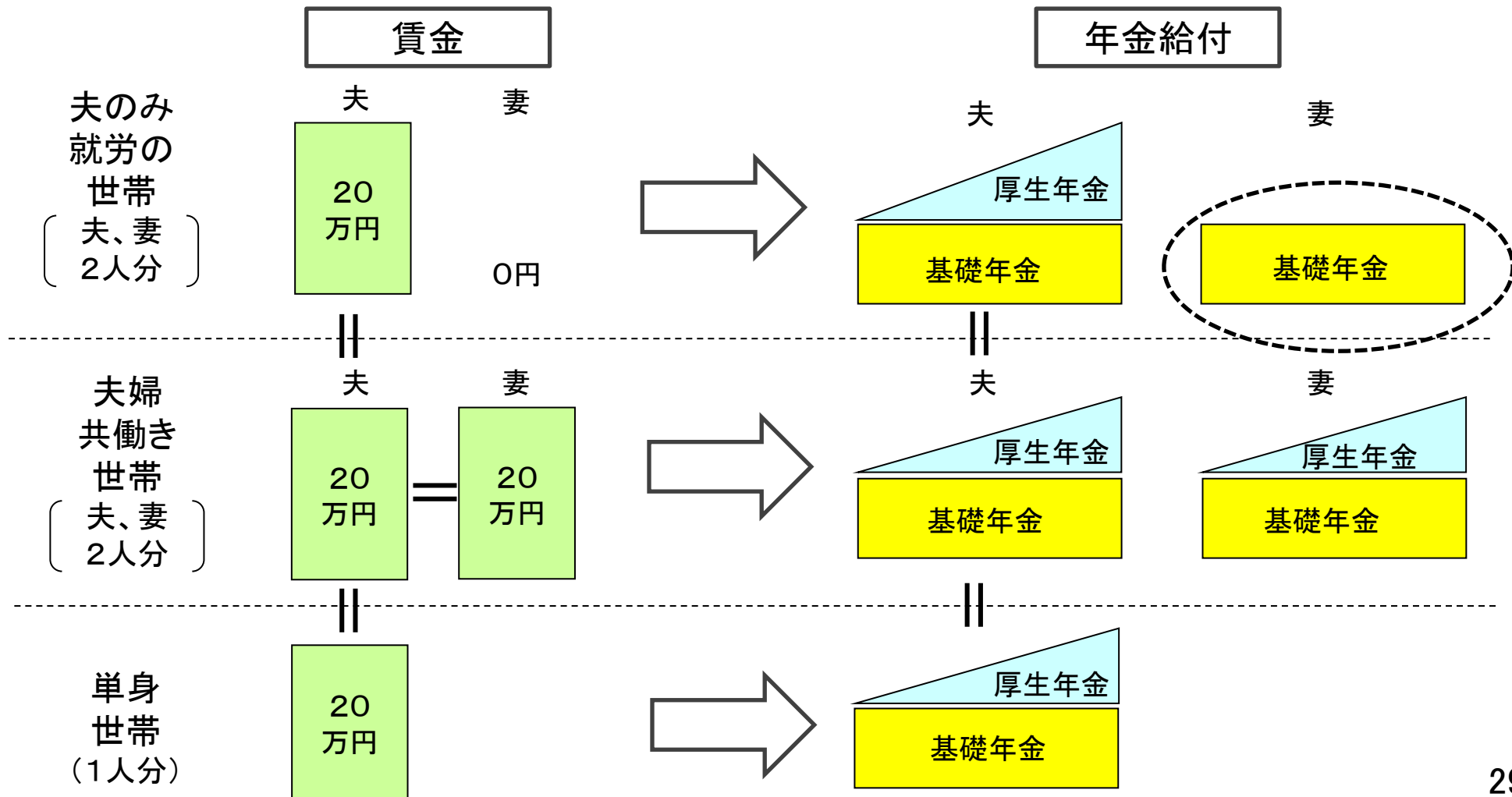
賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係②）

夫の賃金水準を固定して比較すると、同じ保険料拠出に対して給付が異なることになる。

個人の賃金水準が同じ場合の、世帯類型別の公的年金の負担と給付の構造（図による例示）



(3) 社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）抄

4. 年金

II 現行制度の改善

(8) 第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

※『「あるべき社会保障」の実現に向けて』（民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」）（平成23年5月26日）

IV. 抜本改革で公平で、信頼できる年金へ = 公的年金制度の改革の方向性 =

2. 抜本改革後の新たな年金制度のポイント

(3) 所得比例年金

② 所得比例年金額

- 個人単位で計算（有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものを、それぞれの納付保険料とする＝二分二乗）。

(4) 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）抄

Ⅲ 年金分野の改革

4 世代間の連帯に向けて

(3) 将来の生産の拡大こそが重要

IMF会合における指摘を待つまでもなく、年金制度の持続可能性を高めるためには、年金制度にとって与件である経済の成長や雇用の拡大、人口減少の緩和が重要である。

このため、高齢者や女性、若者の雇用を促進する対策や、仕事と子育ての両立支援の強化に取り組むとともに、年金制度においても、働き方に中立的な制度設計、働いて保険料を納付したことが給付に反映する形で透明感、納得感を高める改革が必要である。

例えば、第3号被保険者制度については、多くの女性の生涯設計に影響を持つ制度となっており、国民の間にある多様な意見に耳を傾けつつ、方向性としては、短時間労働者の被用者保険適用を拡大していくことなど、制度の支え手を増やす方向で検討を進めるべきである。また、一体改革関連法で、産休期間中の厚生年金保険料が免除されることとなったが、さらに、検討規定とされた第1号被保険者の出産前後の保険料免除に関しても、年金制度における次世代育成への配慮を一層強化する観点からの対応が求められる。

(5) 平成26年財政検証・オプション試算Ⅱ

(世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し)

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)	9.6年 (23%)	31.3年 (76%)	0.1年 (0%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.4年 (23%)	31.9年 (77%)	0.1年 (0%)	9.4年 (23%)	32.1年 (77%)	0.1年 (0%)	9.3年 (22%)	33.0年 (78%)	0.1年 (0%)
1975年生 (平成27年:40歳)	11.4年 (26%)	31.6年 (73%)	0.1年 (0%)	11.4年 (26%)	31.8年 (73%)	0.1年 (0%)	10.5年 (24%)	33.6年 (76%)	0.1年 (0%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.8年 (25%)	32.4年 (75%)	0.1年 (0%)	10.7年 (25%)	32.6年 (75%)	0.1年 (0%)	9.0年 (20%)	35.3年 (80%)	0.1年 (0%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.2年 (24%)	32.9年 (76%)	0.1年 (0%)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	7.6年 (17%)	36.6年 (83%)	0.1年 (0%)
2005年生 (平成27年:10歳)	10.0年 (23%)	33.2年 (77%)	0.1年 (0%)	9.7年 (22%)	33.7年 (77%)	0.1年 (0%)	6.1年 (14%)	38.3年 (86%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1955年生 (平成27年:60歳)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)	11.3年 (30%)	14.9年 (39%)	12.1年 (32%)
1965年生 (平成27年:50歳)	9.9年 (25%)	17.4年 (43%)	13.1年 (32%)	9.9年 (24%)	17.6年 (43%)	13.0年 (32%)	9.8年 (24%)	18.8年 (45%)	13.0年 (31%)
1975年生 (平成27年:40歳)	10.7年 (26%)	19.4年 (47%)	11.0年 (27%)	10.5年 (25%)	20.2年 (49%)	10.6年 (26%)	9.1年 (21%)	23.4年 (55%)	10.0年 (24%)
1985年生 (平成27年:30歳)	10.5年 (25%)	21.0年 (50%)	10.1年 (24%)	10.1年 (24%)	22.5年 (54%)	9.2年 (22%)	7.6年 (18%)	27.6年 (64%)	7.7年 (18%)
1995年生 (平成27年:20歳)	10.1年 (24%)	21.9年 (53%)	9.6年 (23%)	9.5年 (23%)	23.9年 (57%)	8.3年 (20%)	6.4年 (15%)	30.2年 (71%)	6.2年 (15%)
2005年生 (平成27年:10歳)	9.8年 (24%)	22.2年 (53%)	9.6年 (23%)	9.1年 (22%)	24.5年 (59%)	8.2年 (20%)	4.7年 (11%)	32.4年 (75%)	6.0年 (14%)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:1955年生の者については、3号被保険者制度が導入されたのは30歳のときであり、20歳台の専業主婦であった期間は公的年金に任意加入であった。このため、3号期間が短くなっていることに留意する必要がある。

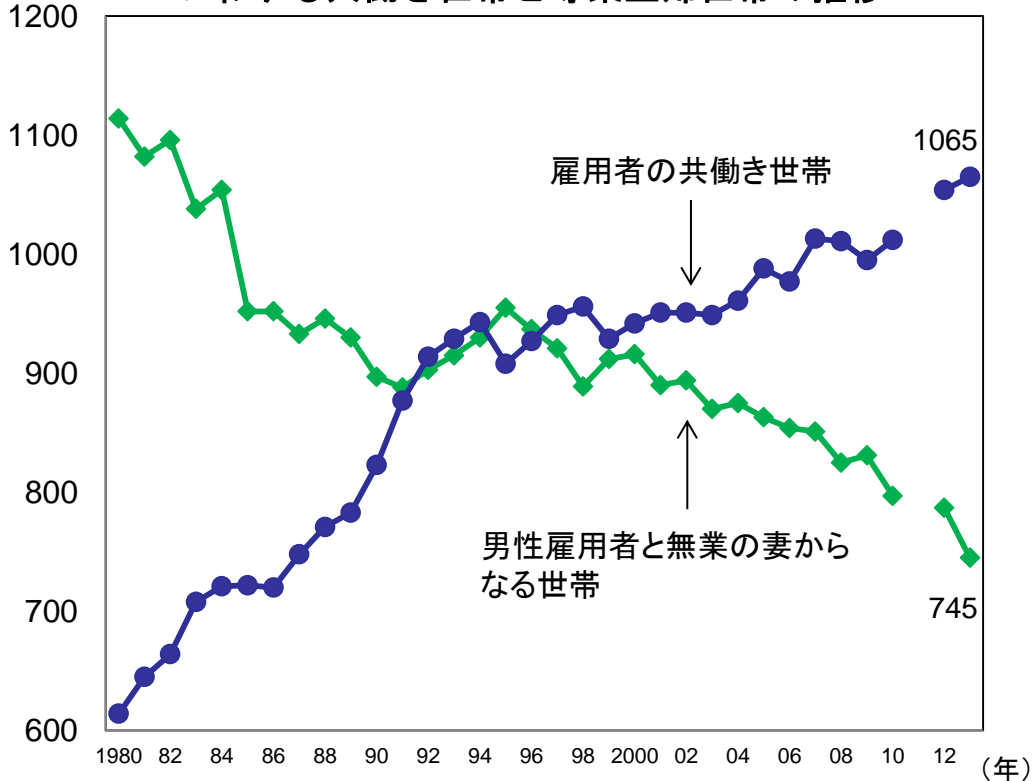
4:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は労働市場への参加が進むケース。

3. 女性の就労と第3号被保険者の状況

共働き世帯の増加とその状況

○ いわゆる専業主婦世帯が減少し、共働き世帯が増加傾向にあるが、妻が正規の職員・従業員以外である共働きの形態が約6割を占めている。

(万世帯) いわゆる共働き世帯と専業主婦世帯の推移



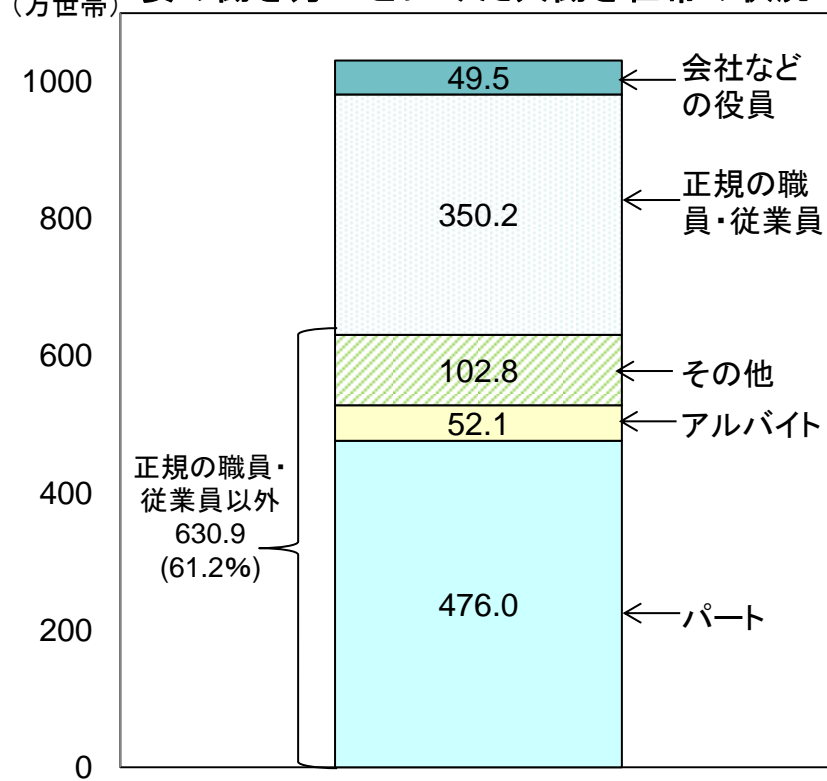
(資料) 総務省「労働力調査特別調査」(1980～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」(2002年～2013年)より作成

(注1) 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

(注2) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林雇用者の世帯。

(注3) 1985年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親からなる世帯」、「夫婦と子供からなる世帯」及び「夫婦、子供と親からなる世帯」のみの世帯数。

(万世帯) 妻の働き方ごとにみた共働き世帯の状況



(資料) 総務省「就業構造基本調査」(2012年)

(注1) 夫が雇用者かつ妻が雇用者である世帯について、妻の就業状態ごとに分類したもの。

(注2) 調査が異なるため、左図の総数とは数字が一致しない。

年金制度でみた夫婦共働きの状況

○ 夫婦の公的年金の加入状況を見ると、「夫：第2号被保険者—妻：第3号被保険者」の組合せが、「夫：第2号被保険者—妻：第2号被保険者」の組合せの2倍弱となっている。

(単位：千人)

		夫の公的年金の加入状況			
		合計	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者
妻の公的年金の 加入状況	合計	18,050	3,025	14,853	172
		100%	17%	82%	1%
	国民年金 第1号被保険者	2,732	2,392	340	—
		15%	13%	2%	—
	国民年金 第2号被保険者	5,785	633	4,980	172
		32%	4%	28%	1%
	国民年金 第3号被保険者	9,533	—	9,533	—
		53%	—	53%	—

(注1) 福島県を除く。

(注2) 「公的年金加入にしていない」又は「不詳」の場合は除いて集計したもの。

夫の所得階級別にみた第3号被保険者の状況①

○ 夫の所得が高いほど妻が第3号被保険者である割合は高まるが、第3号被保険者全体で見ると、4割が夫の年収500万円以下となっている。

○ 夫の稼働所得階級別妻の年金加入状況

(%)

夫の稼働所得 (年収)		～300万円	300万円 ～500万円	500万円 ～700万円	700万円 ～900万円	900万円～	全体
妻の 年金 加入 状況	第1号被保険者	35.6	12.0	7.4	6.5	9.8	15.4
	第2号被保険者	30.3	33.4	27.9	27.3	17.2	29.1
	第3号被保険者	31.7	53.0	64.0	65.8	72.9	54.2
	加入していない・ 不詳	2.4	1.6	0.8	0.4	0.1	1.3

(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)をもとに、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)において特別集計したもの。

(注)夫婦をデータから確認できた場合を集計。妻の年齢は20～54歳。「全体」には夫の稼働所得が不明の場合を含む。

○ 妻が第3号被保険者である夫婦世帯の夫の稼働所得分布

夫の所得 (年収)	～300万円	300万円 ～500万円	500万円 ～700万円	700万円 ～900万円	900万円～
割合	12%	28%	27%	18%	15%

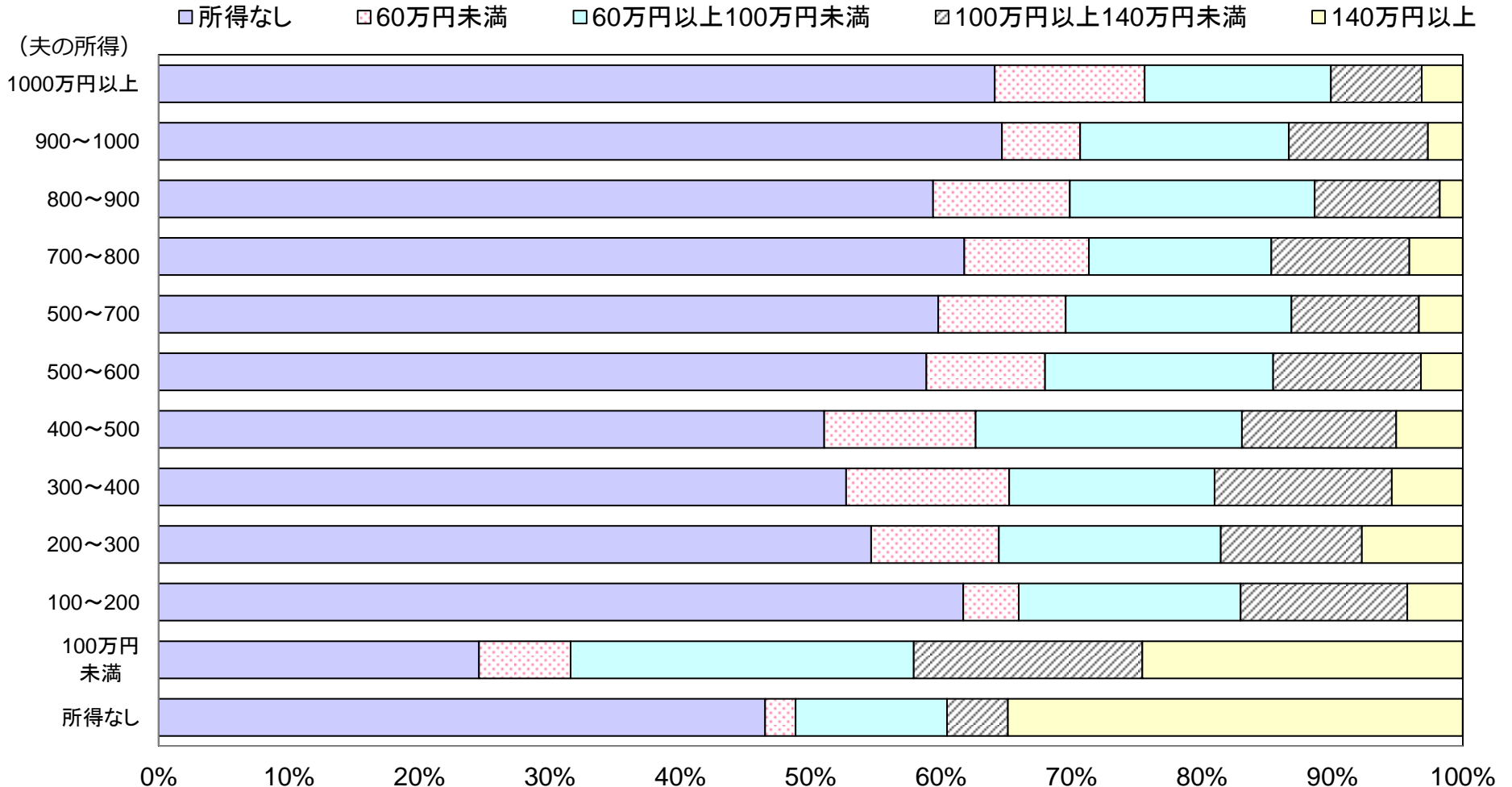
(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)をもとに、年金局において特別集計したもの。

(注)所得は平成21年1月1日から12月31日までの1年間の所得であるが、年金加入状況は平成22年6月現在の状況である。

夫の所得階級別にみた第3号被保険者の状況②

○ 夫の所得が高い層と低い層で、妻が所得なしの割合が高まる傾向にある。

夫の所得階級別第3号被保険者である妻の所得状況

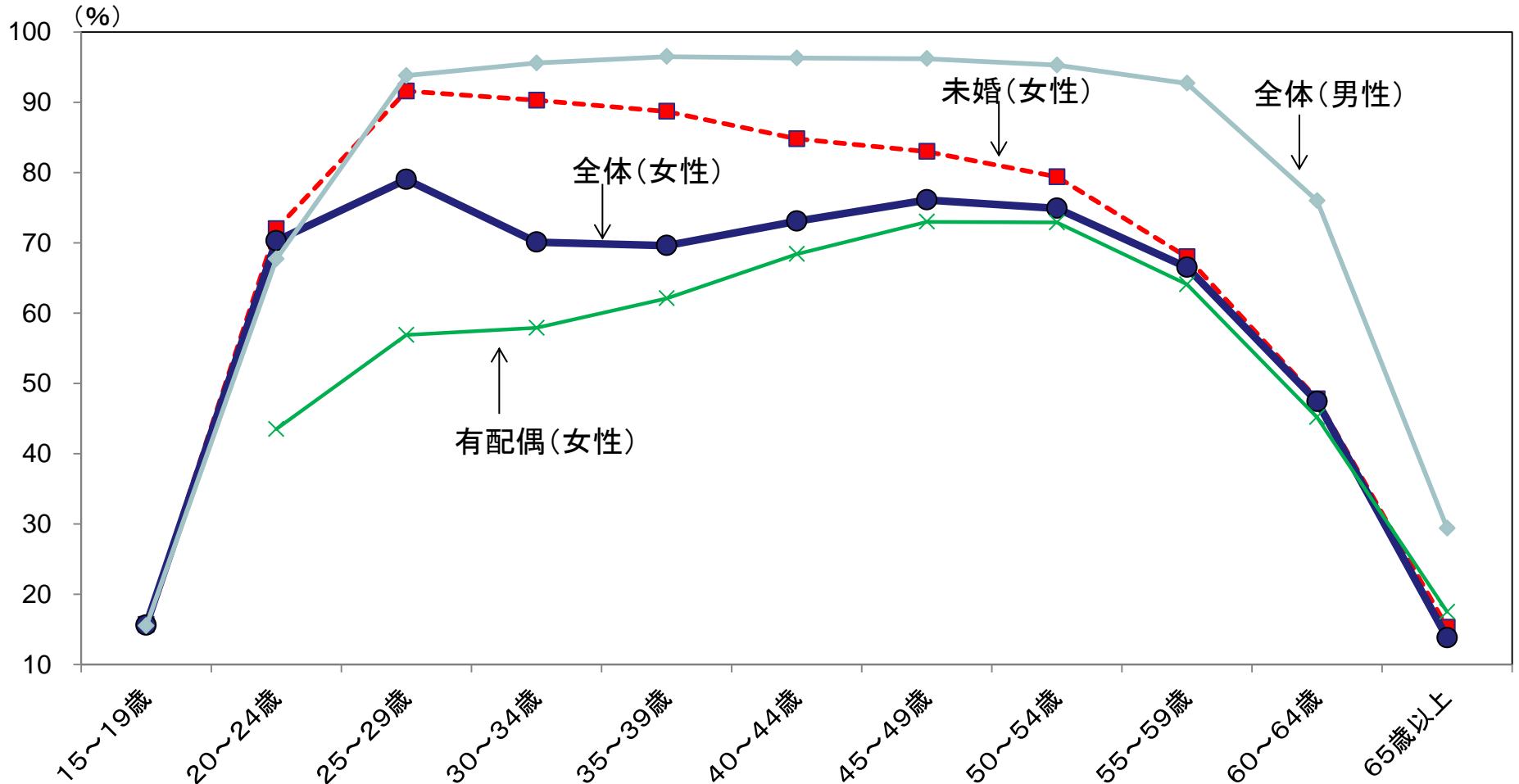


(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)をもとに、年金局において特別集計を行ったもの

(注) 所得は平成21年1月1日から12月31日までの1年間の所得であるが、年金加入状況は平成22年6月現在の状況である。

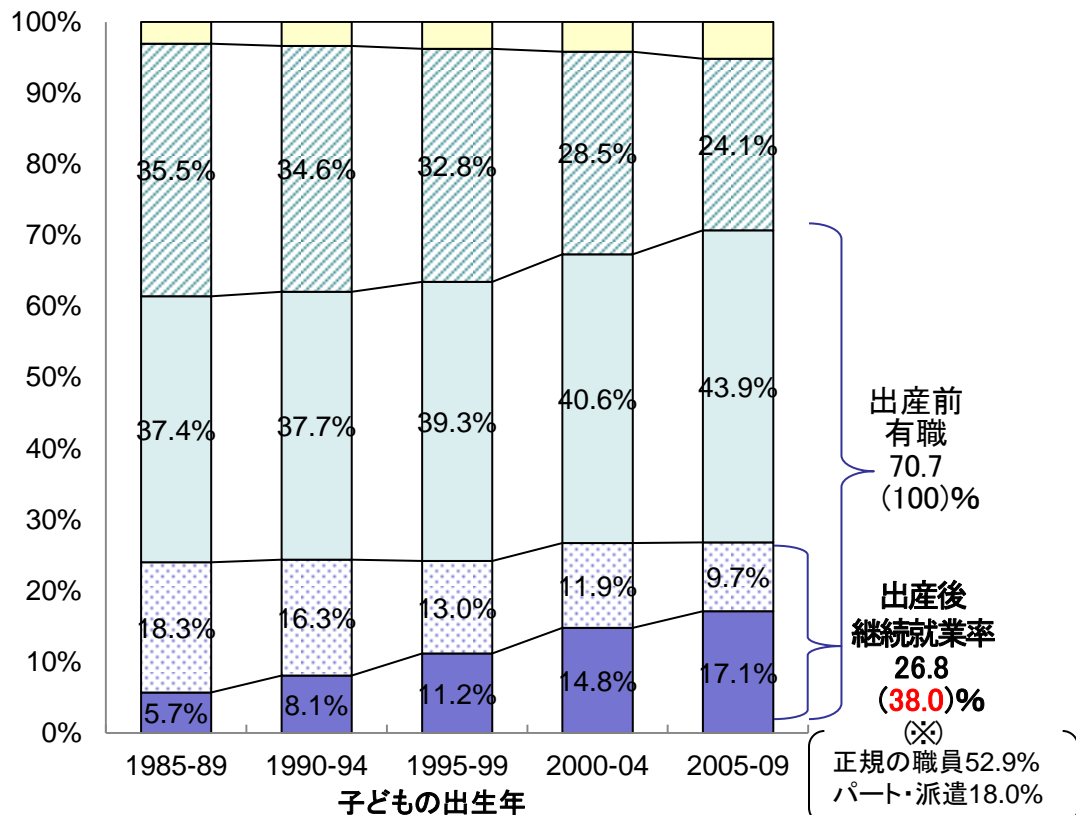
婚姻関係別に見た女性の労働力率

- 配偶者のいる女性の就業率は、未婚の女性に比べ、特に20歳台から40歳台で低い。
- その結果、全体として女性の就業率は上昇傾向にあるものの、いわゆる「M字カーブ」が依然として存在。

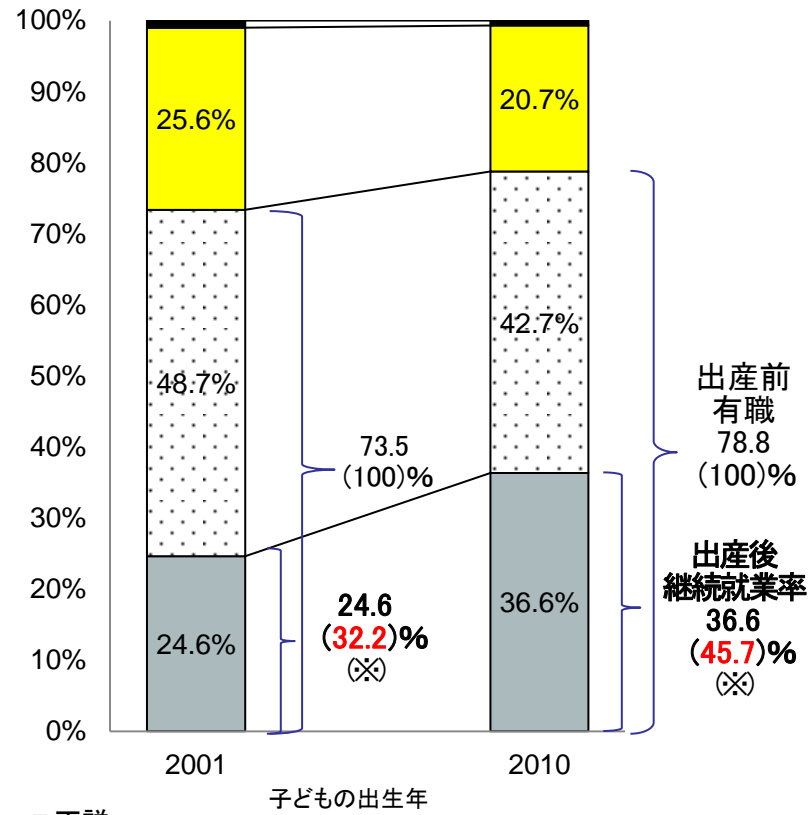


出産後の女性の就業行動

○ 第1子出産後、以前に比べれば継続就業率は高まっているものの、依然として約6割の女性が離職している。



- 就業継続(育休利用)
- 就業継続(育休なし)
- 出産退職
- 妊娠前から無職
- その他・不詳



- 不詳
- 出産1年前無職(学生含む)
- 出産半年後無職(学生を含む)
- 出産半年後有職(育児休業中等の休業含む)

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(※) ()内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出したもの。

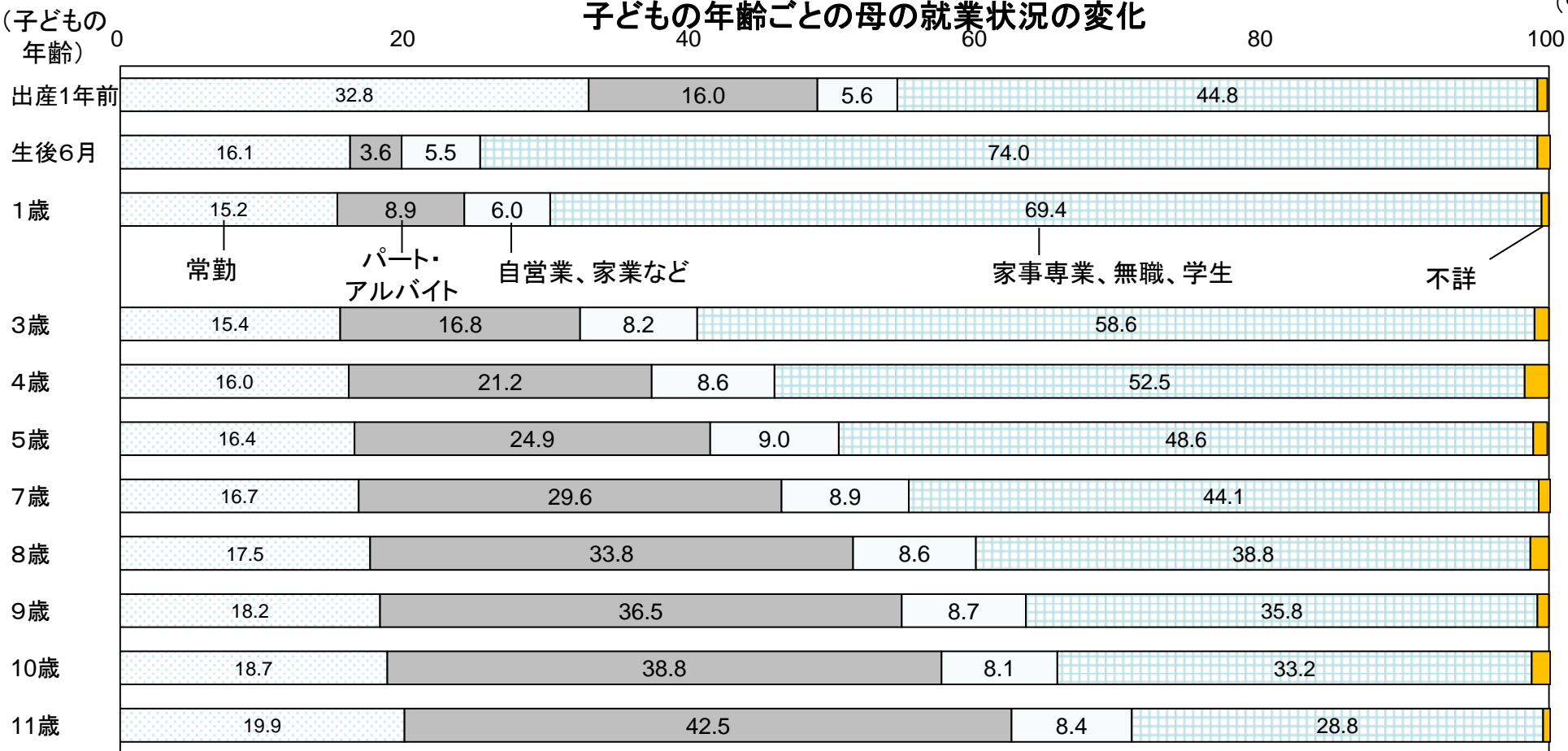
(資料) 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」

子どもの年齢でみた母親の復職状況

- 出産を機に仕事から離れる女性が多い。
- 産後、常勤として職場復帰するよりも、パート・アルバイトとして職場復帰する者が多い。

子どもの年齢ごとの母の就業状況の変化

(%)



(資料)厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(第1回～第11回)

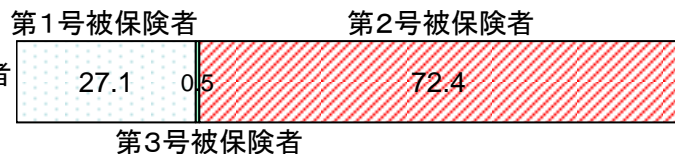
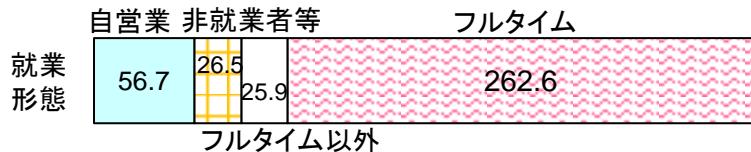
(注)調査対象は2001年に出生した子どもであり、調査回における対象時の年齢は、第1回が生後6月で以後第6回まで1歳刻み。第7回は7歳(小一)で、以後第11回まで1歳刻み。第1回から第11回調査(2012年)まで全て回答を得た者のうち、子どもがずっと母と同居の者を集計。

中高年層の就業形態と被保険者区分

○ 男性はフルタイム就業者＝第2号被保険者、それ以外は第1号被保険者という図式がおおむね成立しているように見えるが、女性は、厚生年金が適用されない短時間就労や非就業等が多く、相当程度が第3号被保険者制度によって年金保障がカバーされている状況にある。

男性(50～54歳)

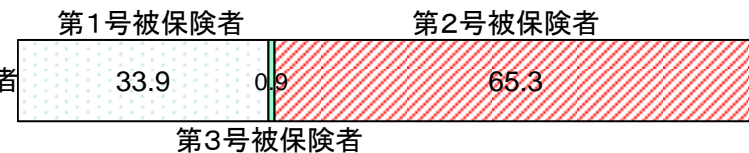
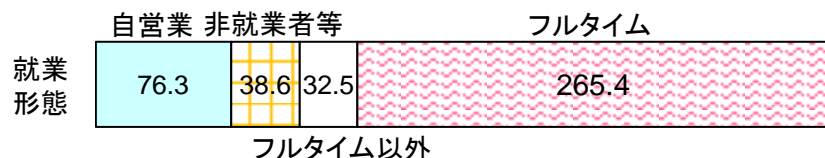
0 100 200 300 400 (万人)



0 20 40 60 80 100 (%)

男性(55～59歳)

0 100 200 300 400 (万人)



0 20 40 60 80 100 (%)

女性(50～54歳)

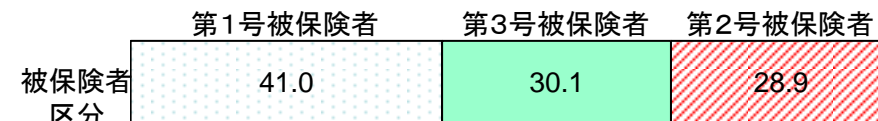
0 100 200 300 400 (万人)



0 20 40 60 80 100 (%)

女性(55～59歳)

0 100 200 300 400 (万人)



0 20 40 60 80 100 (%)

(資料) 厚生労働省「公的年金加入状況等調査報告」(2010年)をもとに作成

(注)「自営業」とは自営業主及び家族従業者、「フルタイム」とはフルタイムの会社員・公務員、「フルタイム以外」とはフルタイムでない又は時間区分不詳の会社員・公務員及び臨時・不特定の就業者、「非就業等」とは非就業者及び就業形態不詳を表す。また、被保険者は未加入者を除く。

第3号被保険者数の推移

○ 第3号被保険者数や、女性被保険者に占める第3号被保険者の割合は、いずれも近年は減少傾向にある。

年度	被保険者計 万人	第1号被保険者数 (任意加入含む) 万人	第3号 被保険者(A) 万人	20-59歳 女性人口(B) 万人	A/B
1987	6,410	1,929	1,130	3,420	33.0%
1992	6,894	1,851	1,211	3,495	34.6%
1997	7,034	1,959	1,195	3,546	33.7%
2002	7,046	2,237	1,124	3,501	32.6%
2007	7,007	2,035	1,063	3,386	32.1%
2012	6,736	1,864	960	3,097	31.0%

(資料)厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」をもとに作成

(注1)日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2)第3号被保険者には男子(平成24年度では約11万人)も含まれる。

年齢階級ごとにみた第3号被保険者の占める割合

- 若年層を中心に第3号被保険者の占める割合はおおむね低下傾向にある。
- 同時出生集団で見ると、30歳台後半にいくにつれて第3号被保険者割合が高まる傾向。

年度	計	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
1992	34.6	4.9	28.5	49.0	48.9	44.4	42.1	35.9	24.8
1997	33.7	4.8	25.0	44.5	<u>49.1</u>	44.8	40.0	38.4	27.1
2002	32.6	4.9	20.1	38.0	<u>45.5</u>	44.1	39.3	36.3	27.9
2007	32.1	4.5	18.3	33.6	<u>41.9</u>	41.4	39.4	36.6	29.8
2012	31.0	3.9	17.1	30.8	<u>37.5</u>	39.8	37.7	36.2	29.4

(資料)厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」をもとに作成

(注1)女子人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。(注2)第3号被保険者年齢別割合は第3号被保険者数を女子人口で割ったものである。

(注3)第3号被保険者には男子(平成24年度では約11万人)も含まれる。

諸外国における無収入の配偶者の取扱い

- 諸外国では、無収入の配偶者を含めて無業者は年金制度の適用対象外であるのが一般的。
 - その上で、
 - (1) 就労する者の拠出記録に基づき、無業の配偶者に対して一定の年金給付が保障される例(アメリカ)
 - (2) 配偶者という立場ではないが、出産や育児の期間について保険料を納付した期間とみなすことで給付が保障される例(ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデン)
- がある。

(1) 無業の配偶者に対して一定の年金給付が保証される例(アメリカ)

- 夫(妻)の拠出記録に基づき、妻(夫)自身の年金として、夫(妻)の基本年金額の50%相当額^(※)の配偶者保険給付を支給。
- (※) 配偶者自身が老齢給付、障害給付又は寡婦(夫)給付を受給している場合には、その額だけ配偶者保険給付は減額される。
- 配偶者保険給付の額: 月額平均626.49ドル(2013年)[約6.5万円] (換算レート: 1米ドル=103円)

(2) 出産や育児の期間について保険料を納付した期間とみなすことで給付を保障する例(ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデン)

ドイツ	<p>(1) 妊娠のため就労できなかった期間は、本人が17歳以降年金受給開始までに納めた保険料の平均保険料を支払ったものとみなされる。</p> <p>(2) 1992年以降に生まれた3歳未満の子を養育する期間は、一人の親について全被保険者の平均報酬に相当する保険料を(追加的に)支払ったものとみなされる(ただし、保険料算定限度額に対応する保険料を上限とする。)</p> <p>(3) 2002年以降に受給を開始する年金については、1992年以降10歳未満の子を養育する一人の親(25年以上の年金加入期間を有する者に限る)が支払った保険料の価値は、1.5倍に嵩上げされる(ただし、全被保険者の平均報酬に対応する保険料を上限とする。)</p> <p>(4) 1992年前に生まれた子の養育期間を有する一方の親の年金支給月額、子1人につき西独で28.61ユーロ(約3900円)、東独で26.39ユーロ(約3600円)増額される。(2014年)(換算レート: 1ユーロ=137円)</p>
イギリス	<p>○ 12歳未満の子を養育し児童手当(一方の親のみ受給)を受給中であって、無業又は低収入のため年金保険料が拠出できない期間は、基礎年金については保険料納付期間として、国家第二年金については年15,100ポンド(約259.7万円)(2014年)の収入に相当する保険料納付期間としてみなされる。(国民保険料の納付義務がある自営業者は対象外)(換算レート: 1ポンド=172円)</p>
フランス	<p>(1) 出産休暇期間は、保険加入期間とみなされる。</p> <p>(2) 子を養育した母親について、子を育てた期間1年につき1適用四半期、子一人につき8適用四半期を上限として保険加入期間が付与される(一定の条件を満たす場合、そのうち4適用四半期を父親に付与することも可能)。</p> <p>(3) 育児休業を取得した父親又は母親(上記(2)の保険加入期間加算を受けることを選択した者を除く。)に対して、育児休業期間と同じ長さの期間を保険加入期間として付与する。</p> <p>(4) 3人以上の子を養育した父親及び母親に対して、年金額を10%加算する。</p>
スウェーデン	<p>(1) 育児休業中の労働者については、育児休業給付も保険料の賦課対象となる。</p> <p>(2) ただし、年金額に反映される保険料納付記録については、以下の3つのうち最も高い額を基礎とした保険料を納付したものとみなして記録される。</p> <p>①子の出生直前1年間の所得、②スウェーデン全体の平均賃金月額の75%、③所得基礎額(年56,900クローネ(約85.4万円、2014年))(換算レート: 1クローネ=15円)</p>

検討に当たっての論点

① 短時間労働者の就業実態を踏まえると、いわゆる就業調整問題には被用者保険の適用の壁、事業主の社会保険料負担回避行動が作用していると考えられ、これを解消し、働き方に中立的な社会保障制度としていく方策としても、被用者保険の適用拡大が重要であること。

② 第3号被保険者制度の在り方の検討に当たっては、この制度を単純に専業主婦世帯を優遇しているという考え方ではなく、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得である者など多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であること。

○ 第3号被保険者の多様な属性を踏まえた第3号被保険者制度の在り方について

- ・短時間労働に従事している者
 - ・・・被用者保険の適用拡大により第2号被保険者に
- ・出産や育児のために離職した者
 - ・・・両立支援やワークライフバランスの推進により継続就業、出産・育児期間という形での配慮措置の在り方
- ・配偶者が高所得である者
 - ・・・一人当たりの賃金水準が同じであれば、同じ程度の再分配を受ける制度設計の妥当性

○ 平成16年制度改正、社会保障・税一体改革のいずれも、夫婦分割を念頭において制度の在り方を検討してきたことの評価。